投資促進等ワーキング・グループ関連

| 提案事 | 事 項名 | 該当 | 湏 |
|------|---|-----------|----|
| 1 - | 車両の大型化に対応した特殊車両通行許可制度の見直し | • • • | 12 |
| 2 - | 路外駐車場における換気装置の基準の見直し | • • • | 12 |
| 3 - | アセット型サードパーティーロジスティクス(3PL)事業における保管用に供される保管庫の倉庫業法上の解釈の見直し | | 13 |
| 4 - | イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定 | | 13 |
| 5 - | 沿海区域の更なる拡大 | | 14 |
| 6 - | NACCSを利用した不開港場寄港特許の申請手続きの実現 | | 14 |
| 7 - | 外国船舶を対象とした中ノ瀬海域における錨泊に係る運用の見直し | | 15 |
| 8 - | 京浜港区における指定錨地における錨泊に関する運用の見直し | | 15 |
| 9 - | 産油国共同備蓄事業における外国船籍タンカーによる国内原油輸送の許可 | • • • | 16 |
| 10 - | 船舶の資格の変更の弾力化 | • • • | 16 |
| 11 - | ELTの出発時の要件の緩和 | | 17 |
| 12 - | 国際貨物チャーター便(エアラインチャーター便)の運航に係る要件見直し | • • • | 17 |
| 13 - | 操縦士学科試験の受験機会増加 | | 18 |
| 14 - | 適用する最大離陸重量の柔軟な変更 | | 18 |
| 15 - | 追加型式設計変更手続きの簡素化 | | 19 |
| 16 - | 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和 | | 19 |

| 17 - | 製造たばこ小売販売業の開業要件の緩和 | 20 |
|------|---------------------------------------|--------|
| 18 - | たばこ小売販売業の予定営業所の環境区分の事前開示 | 20 |
| 19 - | 店舗内におけるたばこ自動販売機の設置の柔軟化 | 21 |
| 20 - | 確実にリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し | 21 |
| 21 - | 県外産業廃棄物流入規制の見直し | 22 |
| 22 - | 廃太陽電池モジュール及び廃蓄電池等のリサイクルに向けた規制緩和 | 22 |
| 23 - | 一般廃棄物由来のごみ固形燃料(RDF)等 の廃棄物該当性の判断基準の明確化 | 23 |
| 24 - | 自ら処理のための産業廃棄物処理施設設置許可に係る軽微変更届出事項の緩和 | 23 |
| 25 - | 廃棄物処理法の実地確認方法の統一 | 24 |
| 26 - | 電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長 | 24 |
| 27 - | 産業廃棄物収集運搬業許可に関わる申請書類様式の全国統一の徹底 | 25 |
| 28 - | 広域認定制度の申請に関する審査体制の効率化 | 25 |
| 29 - | 優良産業廃棄物処理業者認定制度における申請書類の提出方法の見直し | 26 |
| 30 - | 建設リサイクル法における建築物以外の工作物の工事に関する届出要件の緩和 | 26 |
| 31 - | 土壌汚染対策法の届出対象の見直し | 27 |
| 32 - | 土壌汚染対策法における自然由来物質の規制値の適正化 | 27 |
| 33 - | 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し | 28 |
| 34 - | 土壌汚染対策法上の形質変更時要届出区域の指定解除要件への不溶化処理の追加 | 28 |
| 35 - | 石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の合理化 | 29 |
| 36 - | 大気汚染防止法で定める事前調査対象の見直し | 29 |
| 37 - | 危険物の取扱いに関する仮貯蔵許可の柔軟な対応 | 30 |
| 38 - | 屋上へリポートにおける航空機給油取扱所の設置容認 | 30 |

| 39 - | 非常用発電機に対する、一般取扱所規制の除外または緩和 | 31 |
|------|--|--------|
| 40 - | 発電用にも供しているボイラーの規制の見直し | 31 |
| 41 - | 電気事業法における蒸気タービンに関する規制緩和 | 32 |
| 42 - | 一般電気工作物工事に従事できる者の要件の見直し | 32 |
| 43 - | 保安業務従事者等の実務経験に関する要件緩和 | 33 |
| 44 - | 第3種電気主任技術者の監督の範囲拡大 | 33 |
| 45 - | 火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の簡素化 | 34 |
| 46 - | 省エネ法、温暖化防止条例に基づ〈届出の一元化の推進 | 34 |
| 47 - | 省エネ法に基づ〈中長期計画書作成の負担軽減 | 35 |
| 48 - | 省エネ法に基づ〈定期報告対象の限定 | 35 |
| 49 - | 変圧器に係るトップランナー規制の見直し | 36 |
| 50 - | 電気自動車の非接触給電装置の設置に関する許可の緩和 | 36 |
| 51 - | 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水規制の緩和 | 37 |
| 52 - | LNG設備、石油・ガスプラント、化学プラント等の建設工事に係る詳細設計図書の提出 時期の見直し | 37 |
| 53 - | 電子保存可能書類の明確化と対象とする書類の拡大 | 38 |
| 54 - | 金融機関での税公金収納取引における納付書の電子的な読み取りを可能とする制度・ 環境整備 | 38 |
| 55 - | 政府の情報システム調達に関する改善 | 39 |
| 56 - | 電波法規制の緩和 | 39 |
| 57 - | 携帯電話回線の利用制限の見直し | 40 |
| 58 - | 主任無線従事者制度の条件緩和 | 40 |
| | | |

| 59 - | 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条 件の見直し | 4 |
|------|---|--------|
| 60 - | 無線局機器に関する基準認証制度の緩和 | 4 |
| 61 - | 保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大 | 42 |
| 62 - | 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 | 42 |
| 63 - | 共同出資者の子会社から合弁会社への貸付に関する貸金業法適用除外 | 43 |
| 64 - | 英文開示銘柄に関する説明義務の見直し | 43 |
| 65 - | エンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度への移行 | 4 |
| 66 - | 安全保障貿易管理に係る行政手続法第二章の適用除外規定の撤廃 | 4 |
| 67 - | 「公知の技術」に係る定義の見直し | 4 |
| 68 - | O D A 無償資金協力における運営・維持管理費用の対象化 | 4 |
| 69 - | 永住許可に必要な在留歴の算定方法の見直し | 40 |
| 70 - | 独占禁止法9条(一般集中規制)の廃止等 | 40 |
| 71 - | 独占禁止法9条ガイドラインの改正による報告の適正化 | 4 |
| 72 - | 生産出荷集中度調査の調査頻度の見直し | 4 |
| 73 - | グループ会社を最終顧客とする製造委託等の下請法の適用除外 | 48 |
| 74 - | アウトレットにおける景表法上の二重価格表記要件の緩和 | 48 |
| 75 - | グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係 | 49 |
| 76 - | 乳および乳製品の容器に関する規制の見直し | 49 |
| 77 - | 展覧会における美術品損害の補償契約の手続きの見直し | 5(|
| 78 - | 「有価証券」から一定の信託受益権を除外すること | 50 |

| 79 | - | 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し | | 51 |
|----|---|--|-----------------|----|
| 80 | - | 厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収 額の計算方法の見直し | | 51 |
| 81 | - | 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和 | | 52 |
| 82 | - | 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化 | | 52 |
| 83 | - | 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について | | 53 |
| 84 | - | 確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換 する場合の手続きについて(1) | | 54 |
| 85 | - | 確定給付企業年金制度(厚生年金基金制度)から確定拠出年金制度へ積立金を移換 する場合の手続きについて(2) | | 55 |
| 86 | - | 確定給付企業年金制度における個人単位の権利義務移転・承継手続きの簡素化 | | 55 |
| 87 | - | 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金へ の脱退一時金相当額の移換 | | 56 |
| 88 | - | 中退共解約前から実施する確定給付企業年金への解約手当金の移換 | | 56 |
| 89 | - | 提携教育ローンに対する割賦販売法の適用除外 | | 57 |
| 90 | - | 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる要件の緩和 | | 58 |
| 91 | - | 動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化 | | 58 |
| 92 | - | 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化 | | 59 |
| 93 | - | 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外 | • • • • • • • | 59 |
| 94 | - | 日本語教育機関の審査(校地校舎自己所有)判断基準の緩和 | • • • • • • • • | 60 |
| 95 | - | 奨学金振込口座における指定金融機関の範囲拡大 | • • • • • • • • | 60 |
| 96 | - | 車検制度 | | 61 |

| 97 | - | 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保 | 61 |
|-----|---|--|--------|
| 98 | - | 生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持 | 62 |
| 99 | - | 企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持 | 62 |
| 100 | - | 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持 | 63 |
| 101 | - | 信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化 | 63 |
| 102 | - | 特定融資枠契約に関する法律における借主の範囲に信用金庫連合会を追加 | 64 |
| 103 | - | 保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し | 64 |
| 104 | - | 保険販売業務に係る保険金額制限の見直し | 65 |
| 105 | - | 生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し | 65 |
| 106 | - | 共済代理店の範囲の見直し | 66 |
| 107 | - | 保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃 | 66 |
| 108 | - | 個人型確定拠出年金の加入対象範囲の拡大 | 67 |
| 109 | - | 金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の 禁止の緩和 | 67 |
| 110 | - | 確定拠出年金の脱退要件のさらなる緩和 | 68 |
| 111 | - | 確定拠出年金の運用商品の除外に係る手続きの緩和 | 68 |
| 112 | - | 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化 | 69 |
| 113 | - | マッチング拠出における掛金の上限規制の緩和 | 69 |
| 114 | - | 昭和55年行政書士法改正における経過措置に係る行政書士の社労業務について電 子申請を可能にすること | 70 |
| 115 | - | 車検期間は3年とすべきである | 70 |
| 116 | _ | 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保 | 71 |

| 117 | - | 生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保 | 7 |
|-----|---|--|--------|
| 118 | - | 国のリース契約の長期継続契約化 | 72 |
| 119 | - | 銀行または銀行持株会社のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォル ト時の物件賃貸に係る規制緩和 | 7: |
| 120 | - | 銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 - リース取引の範 | 7 |
| 121 | - | 銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 - リース目的で 購入した物件の売却 | 74 |
| 122 | - | 銀行または銀行持株会社のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和について 船舶 のオペレーティングリース | 74 |
| 123 | - | 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和 他社保有資産の鑑定業務等 | 7 |
| 124 | - | 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和について 再生可能エネルギー 発電事業 | 7 |
| 125 | - | 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和 | 76 |
| 126 | - | 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し | 76 |
| 127 | - | 廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し | 7 |
| 128 | - | 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免 | 7 |
| 129 | - | レンタカー事業における車庫法上の保管場所に関する規制の緩和 | 78 |
| 130 | - | 株式会社国際協力銀行(JBIC)における海外協調融資の対象拡大 | 78 |
| 131 | - | 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 | 79 |
| 132 | - | 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大 | 79 |
| 133 | - | 確定拠出年金における支給要件の緩和 | 80 |
| 134 | - | 確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和 | 80 |

| 135 | - | 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用 | • • • • • • • | 81 |
|-----|---|--|---------------|----|
| 136 | - | 確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化 | | 81 |
| 137 | - | 確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化 | | 82 |
| 138 | - | 閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略 | | 82 |
| 139 | - | 確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和 | | 83 |
| 140 | - | 確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化 | | 83 |
| 141 | - | 確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化 | | 84 |
| 142 | - | 中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入 | | 84 |
| 143 | - | 確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化 | | 85 |
| 144 | - | 厚生年金基金における解散手続きの簡素化 | | 85 |
| 145 | - | 確定給付企業年金から確定拠出年金へ移換の申出にかかわる要件の緩和 | | 86 |
| 146 | - | 法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持 | | 86 |
| 147 | - | 確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和 | | 87 |
| 148 | - | 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化 | | 87 |
| 149 | - | 住民票の写し等の請求事務の負担軽減 | | 88 |
| 150 | - | 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化 | | 88 |
| 151 | - | 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備 | | 89 |
| 152 | - | 銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁 | | 89 |
| 153 | - | 銀行本体によるプライベート・エクイティ投資に係る投資運用業の解禁 | | 90 |
| 154 | - | 投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大 | | 90 |
| 155 | - | 銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る 運用基準の緩和・明確化 | | 91 |

| 156 | - | ゼネコン本邦企業の海外拠点の取引支援に向けた国際協力銀行の融資制度の拡充 | • • • • • • • | 91 |
|-----|---|---|-----------------|-----|
| 157 | - | 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和 | • • • • • • • • | 92 |
| 158 | - | ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加 | • • • • • • • • | 92 |
| 159 | - | 銀行のリース子会社にかかる業務範囲規制の緩和(リース目的で購入した物件の売却) | • • • • • • • • | 93 |
| 160 | - | リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し | • • • • • • • • | 94 |
| 161 | - | デフォルト商品(加入者が運用指図を行わなかった場合に自動的に購入される商品)に 関するセーフハーバールールの新設 | | 95 |
| 162 | - | 「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化 | | 95 |
| 163 | - | 銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外 | | 96 |
| 164 | - | ファクタリング業務に係る規制緩和 | • • • • • • • • | 96 |
| 165 | - | サービサーが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大 | • • • • • • • • | 97 |
| 166 | - | 銀行子会社の業務範囲規制の緩和(短資会社の有価証券関連業務) | • • • • • • • • | 97 |
| 167 | - | 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等 | • • • • • • • • | 98 |
| 168 | - | 金融グループ内における法人顧客情報共有に関する規制緩和 | | 99 |
| 169 | - | 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃 | | 99 |
| 170 | - | 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃 | | 100 |
| 171 | - | 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃 | • • • • • • • • | 100 |
| 172 | - | 銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁 | • • • • • • • • | 101 |
| 173 | - | 発行体向けクロス・マーケティングの解禁 | • • • • • • • • | 102 |
| 174 | - | 一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について | | 102 |
| 175 | - | 外貨預金の金商法準用の廃止等 | • • • • • • • • | 103 |
| 176 | - | 貸金業者における契約者向け契約締結前書面(極度貸付)交付の見直し | | 103 |
| | | | | |

| 177 | - | 都銀等による信託業務に係る規制緩和 | | 104 |
|-----|---|---|-----------------|-----|
| 178 | - | 海外における銀行代理業務の委託の規制緩和 | | 104 |
| 179 | - | 銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和 | | 105 |
| 180 | - | デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化 | | 105 |
| 181 | - | 商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し | | 106 |
| 182 | - | 銀行代理業における変更届出の簡略化 | | 106 |
| 183 | - | 特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し | | 107 |
| 184 | - | 銀行代理業の許可申請(届出)に関する規制緩和 | | 108 |
| 185 | - | 銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和 | | 108 |
| 186 | - | 銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和 | | 109 |
| 187 | - | 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化 | | 109 |
| 188 | - | 銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和 | | 110 |
| 189 | - | 債権回収会社の社名表記規制の緩和 | | 110 |
| 190 | - | 海外関係会社からの研修生受け入れの簡素化 | | 111 |
| 191 | - | 大臣認定期間の明確化および短縮について | | 111 |
| 192 | - | 省エネ法、地球温暖化対策条例に基づ〈報告の整合性確保と事業者負担の軽減 | | 112 |
| 193 | - | 訪日観光ビザの緩和 | | 112 |
| 194 | - | 4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔などに必要な工作物確認申請要件の緩和 | | 113 |
| 195 | - | 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化 | • • • • • • • • | 113 |
| 196 | - | 銀行等他の法律に規律ある者等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の 適用除外 | | 114 |
| 197 | _ | 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定) | | 114 |

| 198 | - | 金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付けに係る事務の代行にかかる認 可の緩和 | 115 |
|-----|---|--|---------|
| 199 | - | 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和 | 115 |
| 200 | - | 保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化 | 116 |
| 201 | - | 確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認 | 116 |
| 202 | - | 確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和 | 117 |
| 203 | - | 確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和 | 117 |
| 204 | - | 確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認 | 118 |
| 205 | - | 確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員) | 118 |
| 206 | - | 自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化 | 119 |
| 207 | - | 自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの | 119 |
| 208 | - | 商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除 | 120 |
| 209 | - | 電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化 | 120 |
| 210 | - | 第三者による住民票の写し等の交付請求に対する市町村長による交付決定に係る判 断基準の緩和·全国一律化等 | 121 |
| 211 | - | 自動車リサイクルシステムを活用した中古自動車の解体部品の通関手続き時における 監視強化 | 121 |
| 212 | - | インターネットオークションにおける盗品カーナビの流通阻止 | 122 |
| 213 | - | イモビライザを無効化する機器の所持等の制限を目的とした法令の制定 | 122 |
| 214 | - | L Pガス保安機関の事業所増設時の事後届出の廃止 | 123 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|-----------|----------|
| 1 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 車両の大型化 に対応した特 殊車両通行許 可制度の見直 し | 石油系タンクローリーをはじめとする特殊車両の通行において、車両の軸距を変更せずに積載量を増やす場合も誘導車の配置を不要とすべきである。 【提案理由】2003年5月の道路運送車両の保安基準の改正を受け、分割可能貨物を輸送するセミトレーラについて車両総重量の最高限度が緩和された。さらに、2014年5月に公表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」では、2014年度中に、バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに緩和することが盛り込まれた。これにより、更なる輸送効率の向上が図られることになった。他方、仮に上記のとおり緩和された軸重の車両を作製しようとしても、車両の総重量の最高限度は軸距に応じて規定されているため、軸距を延伸することなく目的の総重量を実現しよも発生し得るが、連日配送を行う石油系タンクローリーの場合、誘導車の配置が求められるケースは現実的に不可能である。このため、軸重の最高限度の見直しにより期待できる輸送効率の向上を享受できない可能性がある。誘導車の配置が不要となるよう、特殊車両通行許可限度算定要領において、B条件(重量に関し、徐行および連行禁止を条件とする)の範囲を拡大することにより、法規制の整合性を図り、車両総重量の基準緩和に即した運用を実現すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 2 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 路外駐車場に おける換気装 置の基準の見 直し | 駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排出ガス規制の強化等による環境の変化も考慮し、現行の基準よりも引き下げるべきである。 【提案理由】建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける必要がある。 他方、自動車の排出ガス規制の厳格化やハイブリッドカー等の環境対応車の普及により、車両の性能は格段に進歩しているにも係らず、駐車場の排気回数の設定の基準は昭和32年の駐車場法制定以降、一度も見直されていない。 駐車場用換気装置の基準の見直しについては、「駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直付関始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日行政刷新会議報告)における報告内容)とされており、「ハイブリッドカー等の低公害車については、近年急速に普及してきているところであるため、既存の自動車、自動二輪車の利用実態を踏まえつつ、今後の環境対応車の普及動向を注視しながら、駐車場に設ける換気設備の技術的基準について平成22年3月より検討を開始し、現在、適切な基準の考え方、具体的な基準について検討を行っているところ」と承知している。具体的な基準の検討の結果を早急に示すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|-----------|----------|
| 3 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | アサテテPおに管法見セーィィレけ供庫上直トパロス事保れ倉解型ージ(業管る庫釈型・ス3に用保業の | アセット型サードパーティーロジスティクス(3PL)事業において行われる保管の用に供される保管庫等について、3PLの包括契約に基づき行っている貨物の保管が当該他の営業(運送、仕分け、修理、検収、流通加工等)に対して従たる程度に行われるものである場合であって、当該荷主専用の施設内で保管を行う場合に限っては、「寄託」に非該当とすべきである。 【提案理由】貨物自動車運送事業において一時保管の用に供される保管庫等は、運送契約に基づき貨物の一時保管を行っている限り、「寄託」に該当しないため、政令の規定を待つまでもなく、倉庫業の定義から外れるものである、とされている。アセット型3PL事業の包括契約に基づき物流業務全般を請け負う場合で、一部に保管行為を含まれる場合は、物流事業者が「倉庫業を営む倉庫」を設置する必要があるが、保管行為がごく限られた一部に過ぎず、倉庫の設置費用が割高となって、安価な物流サービスの提供の妨げとなっている。アセット型3PL事業の包括契約に基づき貨物の保管を行っている場合であっても、その物品の荷主専用の施設内で行われる事業であることを前提に、その他の営業(運送、仕分け、修該当せず、すなわち倉庫業の定義から外れることになれば、例えば、荷主が所有する「倉庫業を営む倉庫」ではない自家用倉庫を借り受け、そこで当該荷主の物流業務全般を請け負うなど、荷主により安価な物流サービスを提供することが可能となる。また、倉庫事業者でなくても、「倉庫業を営む倉庫」ではない自家用倉庫を借り受け、そこで当該荷主の物流業務全般を請け負うなど、荷主により安価な物流サービスを提供することが可能となる。また、倉庫事業者でなくても、「倉庫業を営む倉庫」ではない自家用倉庫を活用し、アセット型3PL事業に参入することも可能となり、参入障壁の低減が期待できる。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 4 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | イモビライ を無効所 を 器の が が が が り し た は と は と は と は と り の の の り し た は り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 難を完全に防止できない状況を放置することになるため、イモビライザを無効化する器具を所持できること自体を問題視する必要がある。 | 日本経済団体連合会 | 警察庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 |
|----|---------------|---------------------|----------------|---|-----------|-------|
| 5 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 沿海区域の更 なる拡大 | 以下の海域を沿海区域の一部拡大の検討海域とし、早期に検討に着手すべきである。 1.和歌山県潮岬から高知県室戸岬までの海域 2.北海道神威岬から北海道留萌までの海域 3.千葉県犬吹崎の管にへの迅速な避難等を前提として概ね陸岸から20海里(約37km)までの水域が沿岸区域として設定されており、沿海区域に応じた構造・設備を有する沿海船が航行できる海域は沿海区域に限定されている。 他方、半島や島が点在している日本海沖ならびに変針が多く他の船舶との針路交差が多数生じている太平洋側沿岸部ともに、航行海域が陸岸から20海里までの海域に制限されることで、航行時の安全確保や省エネ化の観点で支障をきたしている。沿海区域が拡大することにより、航行距離の短縮化・省エネ化が図られ、環境負荷の低減に寄与するものと考えられる。 「規制・制度改革に係る方針」(2011年4月)に基づき設置された「沿海区域の一部拡大に関する検討会」での検討結果を受け、2013年6月に沿海区域の一部拡大が図られ、新たに5つの海域(尻屋崎沖、鹿島灘、伊勢湾沖、飛島沖及び金沢沖)が沿海区域に追加され、航行環境の改善に繋がった。引き続き沿海区域の更なる拡大に向けた検討を積極的に進めることが望ましい。気象海象条件については専門家による検討を要するものの、今回要望した3つの海域は、上記検討会で示されている「検討の基本方針」「一部拡大する海域の範囲指針」に照らし合わせて概ね合致していることから、沿海区域の一部拡大の検討海域とし、早期に検討に着手すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 6 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 請手続きの実現 | 不開港場寄港特許の申請手続きについて、NACCSによる電子申請を認めるべきである。 【提案理由】不開港場寄港特許申請について、現行では、書面による申請は窓口での、電子申請はe-Gov電子申請システムでの、申請書類の提出が可能である。書面による申請の場合、申請書類の提出時及び同特許通知書の交付時(申請の2~3日後)の少なくとも2回は窓口に出向く必要がある。また、現在は入出港・輸出入業務の係る手続きの多くについてNACCSを利用した申請が認められており、申請者の負担軽減の観点から、NACCSによる申請への一本化が望ましい。 NACCSを利用した申請手続きを認めることにより、利便性の向上や手続きの迅速化が図られ、業務の効率化が期待できる。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---------------------------------------|--|-----------|----------|
| 7 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 外国船舶を対 象としたおし 瀬海猫泊に係る 運用の見直し | 外国船舶が中ノ瀬海域に錨泊するとき、指定錨地での停泊を経て、中ノ瀬海域に移動する現行の運用を見直すべきである。 【提案理由】外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項(通報事項)を最寄りの海上保安庁の事務所に通報することが求められている。これに対し、通報を受けた海上保安庁の事務所の長は、必要があると認めるときれている。に係る外国船舶の船長等に対して、助言又は指導をするものとするとされている。中ノ瀬海域に錨泊する場合、当該船舶の明細ならびに停泊を希望する期間を横浜海盆地ににバーノ瀬海域に錨泊する。しからは、ますによりに停泊を要けている。また、バースや倉庫の空き待ち等の荷役作業に伴う待機といった明確な停泊理由であるにも関わらず、最終的に停泊を断られるケースもある。安全確保等の観点から移動は可能な限り最小限に止めることが望ましいので、明確な理由が示されることなく外国船籍のみ上述の移動を指導されていることについて、運用の見直しを検討されたい。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 8 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 京浜港区における指定錨地における猫泊に関する運用の見直し | 京浜港区における指定錨地における錨泊について、混雑度の低い錨地に限り許容期間(72時間)を超えて錨泊できるよう、運用を見直すべきである。 【提案理由】京浜港区の指定錨地における錨泊期間は原則として最長72時間とされており、72時間を超えて錨泊する場合は長期停泊を要する理由を明らかにし、港長の許可を得る必要がある。しかし、荷役施設の混雑を回避しようとする場合、停泊期間が制限されていることにより港外で漂流し入港を意図的に遅らせざるを得ず、燃料費の増大を招いている。また、停泊期間の許容期間を超えた場合には錨泊場所の移動を求められるので、当該船舶の総トン数に応じて、水先人の乗船手配費用等の追加的な負担が発生する場合がある。 錨泊場所の混雑度を考慮することなく、一律に許容期間を超える錨泊を認めない現行の運用を見直し、混雑度の低い錨泊場所に限り、混雑状況や天候等について一定の条件を付したうえで、継続的な長期錨泊を認める余地があると思われる。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|--|-----------|----------|
| 9 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 産油国共同備 蓄事業における か国の語の の許可 | | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 10 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 船舶の資格の変更の弾力化 | 外航船舶から内航船舶への資格変更について、柔軟な変更を認めるべきである。 【提案理由】外航船舶(外国貿易船等)を内航船舶(沿海通航船等)として使用するとき、あるいは内航船舶を外航船舶として使用するとき、船長は予めその旨を税関に届け出なければならない。また、内航船舶として国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外航船舶として使用するその届出を受理しないこととされている。外航船舶を内航船舶として使用するため資格の変更を届け出たものについて、届出の日から1週間以内に再び外航船舶として使用することが予定されている場合は、内航船舶から外航船舶とらが発度されないため、資格を再変更を経て外航船舶として利用することが実質的に認められていない。例えば、石油需要は構造的に縮小傾向にあるものの、近年はしばしば猛暑や寒波等が原因で石油需要が突発的に増大する状況が発生しており、こうした状況への対応策として、石油製品の機動的な輸入の重要性が増している。内航船舶と外航船舶の資格について柔軟かつ迅速な切替が実現すれば、石油需要の突発的な増大に応じて、その都度資格を変更し、船舶を機動的に活用することが可能となり、石油製品の安定供給に寄与するものと考えられる。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------|--|-----------|----------|
| 11 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | ELTの出発 時の要件の緩 和 | 航空機には、2式のELT(Emergency Locator Transmitter:救命無線機)が装備されている。出発時に2式の作動を求めているのは、日本国のみであるので、航空機製造メーカーのマニュアル(基準)および他国同様、一定期間(短期間)、1式を不作動とみなす運用とすべきである。【提案理由】航空機には、外部アンテナを有するELTと持ち出すタイプのELTが搭載されており、出発時において、日本の航空機には2式の作動が求められている。被雷後、外部アンテナを有するELTは整備マニュアルに従い試験電波を発射し、正常な作動を確認する必要がある。しかしながら、試験電波を発射できるのは電波法(国際法)の定めにより毎時0~5分の間のみであるので、被雷後の試験待ちによる出発遅延が発生する。また、外部アンテナを有するELTが不作動となった場合、部品調達のために遅延が発生する。他方、他国においては被雷後の一定期間、1式を不作動とすることを認めているため、試験を都合の良いところまで延期し、かつ修理も持ち越すことができ、遅延なく出発することができる。以上、出発時に2式の作動を求めることは遅延を誘発して顧客の利便性を損ねていることから、他国同様、一定期間の1式の不作動を可能とすべきである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 12 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 国チ (チ便係し 際 ヤエヤ)る | 国際貨物チャーター便(エアラインチャーター便)の運航について、現在 通達6.(3) で設けられている「航空自由化が実現していない国・地域との間で運航される場合の要件 (イ 外国港湾のストライキによる貨物の滞留など大規模緊急事態・荷主の突発需要に対応することを目的とすること。口 運航しようとする都市間で運航されている定期便では、実質的に対応できないと確認されるもの)」を見直すべきである。 【提案理由】 現在、航空自由化が実現していない国・地域へエアラインチャーターを行う場合、航空自由化が実現している国・地域との間で運航する時には課されない要件(イ 大規模・突発需要に対応することを目的とすること。口 運航しようとする都市間で運航されている定期便では、実質的に対応できないと確認されるもの)が設定されている。 航空自由化が実現していない国との間には定期便が少なく、チャーター便が公共交通機関として果たす役割は非常に大きい。しかしながら、航空会社から航空局に対して突発需要等を証明することは容易でなく、上記の要件を利用したチャーター便の運航は極めて難しい。そのため、事実上、チャーター便の運航には例外規定(フォワーダーと単一荷主との輸送契約の締結)を利用する方法を取らざるを得ないが、航空貨物の輸送はコスト面の都合等、混載輸送が一般的であり、例外規定を適用して輸送することは荷主にとって多大なコスト負担となる。 また、上記要件は相手国企業が運航する場合に限らず、本邦企業が運航する場合も同様に課されるものであり、自国企業の保護につながっているわけでもない。要望を実現した場合でも自国企業に特段の不利益は生じないと考える。 要望が実現することで、荷主のコストが削減されることが期待されるとともに、わが国製造業のグローバルなサプライチェーンの形成に資すると考える。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--------------------------|---|-----------|----------|
| 13 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 操縦士学科試 | 操縦士の各種学科試験は、准定期運送用操縦士 4回/年、自家用操縦士 3回/年、定期運送用操縦士 4回/年となっているが、それぞれの資格試験を年6回にすべきである。併せて、既に米国や中国で導入されているコンピューター化も引き続き検討すべきである。 【提案理由】 現行、操縦士の学科試験の実施は准定期運送用操縦士 4回/年、自家用操縦士 3回/年、定期運送用操縦士 4回/年となっている。昨今の操縦士不足に鑑みると、学科試験の受験機会を増大させ、短期間で効率的に操縦士を養成する体制を構築することが喫緊の課題であるため、すべての試験について年に6回実施すべきと考える。要望の実現により、わが国航空行政の短期的および長期的な課題である乗員不足の対応の一助になることが期待される。 2013年度においても提案したところ、コンピューター化については多額の予算が必要のために実施が困難との回答であったが、引き続き実施に向け尽力いただくとともに、その前段階として各種資格の学科試験については、年6回の実施を要望する。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 14 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 適用する最大 離陸重量の柔 軟な変更 | 離陸時の重量制限値である「最大離陸重量」については、航空機ごとに最大3つまで航空会社側で設定し、使用形態に応じてどの値を適用するかを選択できる。しかしながら適用した数値は一定期間変更することが認められていない。当日の旅客・貨物の予約状況または搭載燃料量に基づき、既に設定していた他の数値へと変更することが可能となるよう、規制が緩和されることを要望する。 【提案理由】 航空機に適用可能な最大離陸重量は最大3つまで申請可能であり、使用形態に応じていずれか1つを適用することができる。航空会社はそれぞれの形態で必要な燃料や乗客の重量を十分考慮した上で適切な値を設定・申請し、その上で課金される着陸料と、その航空機が投入される路線に応じた適正な最大離陸重量を、設定した3つの数値の中から選んで運用している。しかしながら、使用形態を変更してから10日間以上経過しなければ再変更はできない状況にあるため、目的地等の悪天候や運航上の制約を受けた場合、最大離陸重量の制限により十分な燃料を搭載できない、または貨物や旅客を収容できない場合がある。加えて、航空機を予定していた路線とは異なる路線へ転用(投入)することも、困難になることがある。運航時に使用する航空機に適用する最大離陸重量値について、既に設定していた他の数値へ変更することが可能となれば、就航率の向上や顧客・貨物の確実な輸送など、顧客の利便性に資すると考える。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 15 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 追加型式設計 変更手続きの 簡素化 | 航空機設計国である米国においてSTC(Supplemental Type Certification: 追加型式設計変更)が承認された場合、日本国での承認手続き(検査、審査)については、日米の基準が一致している部分をBASA(Bilateral Aviation Safety Agreement)に基づき省略することができる取扱いとすべきである。 【提案理由】航空機の設計を変更する手段の1つとしてSTCという手法がある。STCの利用には、航空機設計国である米国にSTCを申請、承認された後、日本国でもSTCを申請、承認される必要があり、日米で重複してSTCの承認を得る手続きとなっている。現在、日本国と米国は設計に関する相互承認について、二国間取決めとなるBASAを締結しており、航空製品の耐空性の証明・試験に関わる相互承認が可能となっている。このBASAをさらに有効に活用し、日米で基準が一致している部分については、日本での承認手続きを省略できる取扱いとするよう要望する。 昨年度も同様の要望を提出したところ、STC取得の申請に関する手続きの負担は軽減されたものの、耐空性等の審査については簡略化が進んでいないため、迅速に対応すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 16 | 26年 10月14日 | 2/年 | 酒類販売業免 許における通 信販売の取り 扱いに関する 規制緩和 | 通信販売酒類小売免許において全ての酒類の販売を可能とすべきである。 【提案理由】現在、2都道府県以上の消費者を対象とした通信販売を新規に行う場合、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があるが、同免許では取り扱うことのできる酒類の範囲が限定されている。 その一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売業免許」であれば、販売商品やチャネルに関わらず販売が可能なため、免許取得時期によって既得権益が保護され、事業者間の不公正な事業環境が生じている。 自由競争の妨げである本規制は著しく経済合理性を欠いているため、本要望を実現させ、公正な事業環境を整備すべきである。それにより、業界が活性化し、消費者の利便性の向上にも資すると考える。 2013年度も同様の要望を提出したところ、財務省回答では、本規制の目的として、「需給均衡の維持」と「未成年者の飲酒防止」を謳っている。 しかしながら、需給均衡の維持については、大手通信販売事業者等は買収によって通信販売酒類小売業免許を獲得し、全酒類の通信販売に参入している実情があり、目的にかなっていない。また、未成年者の飲酒防止については、既に通信販売酒類小売業免許要件において、「未成年者でないことを確認する手段を講ずる」とされており、本要望の実現による未成年者の飲酒拡大にはつながらないと考える。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|----------------------------|---|-----------|----------|
| 17 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 表現だほどが 売販売業の開 業要件の緩和 | 製造たばこ小売販売業の許可申請における1カ月以内の開業要件について、例外的に1カ月以上先に申請することの合理性があれば、最大1年以内まで要件を緩和すべきである。 【提案理由】 現在、たばこ事業法施行規則第22条第1号により、製造たばこ小売販売業の許可申請にあたり、許可後1月以内に開業しない場合には不許可になる。 しかしながら、企業が大規模商業ビル等への出店を行う際、事業主との賃貸借契約から実際に開店するまでに1年程度かかるため、出店を把握した同業他社が距離基準内にプレハブ小屋を建設して先に申請する等の妨害行為が発生しており、営業活動に支障をきたすケースが少なくない。 本要望が実現することにより、出店妨害等の不正競争を回避し、企業による積極的かつ計画的な出店を可能にし、ひいては消費者の利便性に資すると考える。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |
| 18 | 26年 10月14日 | | 売業の予定営 業所の環境区 分の事前開示 | 予定営業所の環境区分について問い合わせた場合、環境区分を事前に開示すべきである。 【提案理由】現在、製造たばこ小売販売業の許可申請を行う際、予定営業所の環境区分については許可申請後の実地調査の結果に基づくとされており、環境区分は免許許可発表時にしか分からない。このため、区分が分からないことにより免許取得の見通しが立てにくいだけでなく、特に、たばこが重要な収益源である場合、、環境区分が分からないことによるビジネス上の不透明感は営業活動に大きく影響する。 要望が実現することにより、免許取得可否の目算が立てやすくなり、店舗出店の一助となる。このことにより、積極的な出店へとつながり、消費者の利便性に資すると考える。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 19 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 店舗内におけるたばこ自動 販売機の設置 の柔軟化 | たばこ事業法施行規則第20条3項による規制を緩和し、店舗内におけるたばこ自動販売機の柔軟な設置を可能とすべきである。 【提案理由】たばこ事業法施行規則第20条3項においては、営業所の位置が不適当な場合として、「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合」とされている。これにより、たばこ自動販売機は「従業員から容易に視認できる場所」に設置するように指導されている。 しかしながら、タスポの導入により自動販売機を介した未成年者のたばこの購買が実際上不可能となったため、従業員が容易に視認できる場所に設置しなくとも規制目的は達せられると思料する。 「従業員の視認」という条件を緩和することにより、店舗内の客の出入りが多い場所(店の入り口、エレベーター横等)に自動販売機を設置することができ、消費者の利便性向上に資すると考えられる。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |
| 20 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 確実にリサイ クル可能な資 源物に対する 産業廃棄物収 集運搬業の許 | 確実にリサイクル可能な発泡スチロール、ペットボトルなどの資源物に関しては、廃棄物処理法における規制を見直し、全国で統一して産業廃棄物収集運搬業許可を不要とすべきである(例えば、法第14条第1項但書の「専ら物」の対象とする等)。 【提案理由】スーパー等の店頭で回収したペットボトルや発泡スチロールは、リサイクルシステムが構築され、確実にリサイクルが可能である。しかし、現行法では「廃棄物」と判断され、収集運搬をするには許可が必要とされる。そのため、リサイクルのための優れた処理技術を有していても、各都道府県等における許可取得、収集運搬業者への委託、マニフェストの発行等、収集に選搬を行うに際し多額のコストがかかり、効率的なリサイクルが阻害されている。そットボトルや発泡スチロールは、容器包装リサイクル法の対象となっており、資源の有効利用が推進されている。なお、見直しにあたっては、全国一律のリサイクルシステムで対応が可能となるよう、全国的に統一された取扱いがなされることが重要である。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|-----------|----------|
| 21 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 県外産業廃棄 物流入規制の 見直し | 昨年の政府回答に基づき実態調査に着手するとともに、都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、県外産業廃棄物の流入規制を見直すよう都道府県等に働きかけるべきである。また、事前協議の運用において、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子媒体を活用するなど、早急に手続きを簡素化すべきである。 【提案理由】廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬入する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっている。昨年度の政府回答において、「・・・御指摘を踏まえ、今後、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策に係る内容等について実態調査を行い、当該調査結果を踏まえ、流入規制の撤廃や緩和の可否等について検討を行った上で、当該検討結果等について公表します。」との回答を得ているが、まだ実態調査が行われていない。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 22 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 廃太陽電池モ ジュール及び 廃蓄電池等の リサイクルに 向けた規制緩 和 | 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含めた県外産業廃棄物の流入規制の見直しについて都道府県等に働きかけるとともに、広域認定制度を見直し、廃太陽電池モジュール及び廃蓄電池等の効率的な回収が可能となるようにすべきである。 【提案理由】急速に普及が進んでいる太陽電池モジュール及び蓄電池等は、今後、大量に廃棄物として排出されることが予想される。廃棄物となったこれらの品目を適切に処理・再利用するためには、広域的に回収するのが効率的である。しかし、許可を受けて収集運搬する場合、これらを県外から搬入するには、搬入先の都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされる場合であるく、時間と労力がかかる。また、広域認定制度による認定を取得した場合であっても、収集運搬を行う業者の住所や代表者等に軽微な変更があった際に、遅滞なく、登記事項証明書等添付するなどして届け出る必要がある等、許可を維持・管理するための負担が大きく、許可が維持できないことがある。回収が容易になることにより、有価物化や再資源化を促進することができる。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 23 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 一般廃棄物由 来のごみ固形 燃料(RDF) 等の廃棄物 該当性の判断 基準の明確化 | の産業廃棄物を、再生利用文は電気、熱石してはガスのエネルギー源として利用するだめに有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、小なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受け | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 24 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 自ら処理のた めの産業廃棄 物処理施設設 置許可に係る 軽微変更届出 事項の緩和 | 産業廃棄物処理業の業許可を取得していない排出事業者が、自社の廃棄物を自ら処理するために設置している産業廃棄物処理施設については、役員等(法定代理人、役員、5%以上出資者、使用人の代表者)の変更時における軽微変更届出を不要とすべきである。 【提案理由】現行法上、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可を取得する際に届け出た役員等を変更した場合、軽微変更として届け出ることが義務付けられている。その際、住民票や成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書などを添付しなければならず、社外取締役等の増加もあり、事務的な負荷が増している。自社の廃棄物のみを処理加もあり、事務的な負荷が増している。自社の廃棄物のみを処理するために施設を設置している事業者は、施設設置許可に係る規制だけでなく、排出事業者としての規制も課せられており、自ら排出した廃棄物を、排出から最終処分まで適正に処理することになっている。また、仮に法違反があった場合でも、人に帰属する処理業の許可と異なり、モノに帰属する処理施設の設置許可は、事業者(行為者)の所在が明確であり、特定が比較的容易である。 | 経済団体連 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--------------------------------------|--|-----------|----------|
| 25 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 廃棄物処理法 の実地確認方 法の統一 | 優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合等の実地確認方法について示した通知(環廃産発第110204002号)を各自治体に周知徹底するとともに、実地確認方法や確認頻度の統一に向けた働きかけを行うべきである。 【提案理由】現行法では、排出事業者の委託先への実地確認は努力義務とされている。しかし、自治体によっては、条例や要綱で実地確認を義務付けており、その実施の方法や頻度が異なっていることから、対応に苦慮している。 昨年度、優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた業者に委託した場合の実地確認方法について、要望を提出したところ、政府から「優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができるということを既に通知しているところであり、引き続き自治体に周知を図ってまいります。」との回答を得たが、改善が見られない。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 26 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 電子マニフェ ストにおける 運搬・処分報 告期間の延長 | 電子マニフェストシステムを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」とあるのを実際の運用において対応できる形にすべきである。 【提案理由】産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、電子マニフェストシステムを利用する場合、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられている。一方、紙マニフェストの場合は、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、10日以内にマニフェストB2票・C2票・D票・E票を排出事業者又は収集運搬業者に送付する事となっている。 排出事業者は、処理委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務があるため、運搬又は処分を行った後3日以内に電子マニフェストトの登録が行われているかを確認しているが、休日直前に運搬又は処分した場合に3日以内に登録できない事例がある。その場合、収集運搬業者・処分業者を指導することになるが、土日が休日の場合は実質1日しか余裕がなく、また、年末年始等の長期休暇の場合は3日以内に登録することが実質的に困難な状況がある。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 27 | 26年 10月14日 | 2/年 | 産業廃棄物収 集運搬業許可 に関わる申請 書類様式の全 国統一の徹底 | 産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類様式の全国統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。 【提案理由】産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第6号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。 しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、一書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。 すでに、環廃産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請して頂いたところであるが、申請書類の様式の統一化は進んでいないのが現状である。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 28 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | る審査体制の効率化 | 「広域認定制度申請の手引き」における「第2章 新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。 【提案理由】 「広域認定制度申請の手引き 第2章新規認定の申請手続 2.1申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い。(相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている。)実際の本審査期間は、標準期間である3カ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均8カ月から12カ月程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 29 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 優良産業廃棄 物理業者 を を を を を を を を を を を を を を を を の の で の の で の の の の | リ、添付書類の量が非常に多くなっている。例えは、当該認定を受けることにより許可の期間は/年となるた | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 30 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 建設リサイク 建設に対ける 建築物の工 に関すの の の の の の の の の の の の の の の の の の の | コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等において、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材の使用量あるいは廃棄物としての排出量が極少量である場合、もしくは、廃棄物としての排出がない場合には、例えば、現行の届出要件に「発生する廃棄物の量を一定量以上の場合に限る」との限定を加えるなどして、要件を緩和すべきである。 【提案理由】 現行法上、コンクリートや木材等の特定建設資材を用いた建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等であって、その規模が建設工事の規模に関する基準(請負金額500万円以上)に該当するものは、建設リサイクル法対象の建設工事として、定められた期限までに都道府県知事への届け出なければらない。建設資材を確実にリサイクルするには、一定の基準を設け、届出により、行政が的確に排出状況を把握し、必要な措置を取れるようにすることは重要であり、対象工事の規模として、その工事請負金額等を基準とすることの妥当性は理解する。 しかし、工事内容によっては金額規模の要件に該当していても、廃棄物が少量もしくは全く発生しないケースも多々ある。このようなケースでは、実質的な建設資材リサイクルへの寄与度が大きくなく、行政が把握する必要性が低い。例えば、電力会社では、設備の基礎等にコンクリート等の特定建設資材を使用しているが、変電所機器取替工事等においては、基礎部分の軽微な改造を行ったうえで流用するケースも多く、請負金額が500万円以上であっても、特定建設資材自体の取扱い量は僅かである。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|-----------|----------|
| 31 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 土壌汚染対策 法の届出対象 の見直し | 3,000㎡以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う場合であっても、 該当土壌を敷地外に搬出しない、 地下水のモニタリングを実施する、ということを条件として、届出を不要とすべきである。 【提案理由】土壌汚染対策法第4条により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならず、このための調査や届出に多くの手間とコストと時間が必要となる。これが、工場や建物のスクラップ・アンド・ビルドを躊躇させ、企業の設備投資意欲を減退させている。 本年の規制改革ホットラインの回答では「掘削した土壌を敷地外に搬出しない場合でも、土地の形質の変更時に基準不適合土壌が帯水層に接することによる周辺地域への汚染の拡散のリスクを伴う」とされているが、地区外に流出する地下水のモニタリングを実施し、汚染地下水が流出していることが判明した場合に対処する体制を整えていれば、対応可能である。これが実現すれば、工場の解体や遊休地の有効活用が図られ、企業の設備投資意欲を下支えすることができる。また、東京オリンピックを控えて多くの工事が予定されている中、工事の迅速化を図ることが可能になる。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 32 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 土壌汚染対策 法における自 然由来物質の 規制値の適正 化 | 法令上の根拠なく、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象とみなすこととした「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」を廃止し、自然由来の物質を土壌汚染対策法の対象外とすべきである。これが難しい場合、同法に基づく基準値を、温泉排水に関する暫定基準と同等のレベルとすべきである。これが難しい場合、同法に基づく基準値を、温泉排水に関する暫定基準と同等のレベルとすべきである。【提案理由】土壌汚染対策法上の有害物質で自然由来のものは、元々は対象外であったが、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月5日 環水大土発第100305002号、改正:平成23年7月8日 環水大土発第110706001号)」により、法令上の根拠なく対象とされた。このため事業者は、自然由来の物質が原因であっても、土壌汚染対策法施行規則で定められた基準値を上回る場合には、対応処置を行わなければならない。昨年のホットライン回答で環境省は、自然由来物質を規制対象とすることについて「自然的原因であっても指定基準を超過する場合は、人に健康被害を与えるおそれがある」ことを理由としている。しかし、同じく自然由来の物質に関して規定している水質汚濁法においては、日帰り温泉の設備は対象とされておらず、著しく公平性に欠ける制度となっている。 さらに、土壌汚染対策法上の基準値は、地下水1リットルあたり、ふっ素は0.8mg、ほう素は1mgとされている。一方、温泉排水に関する暫定基準では、1リットルあたり、ふっ素に関しては、掘削によらない温泉は30mg(土壌汚染対策法の基準の500倍)とされている。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 33 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 土壌汚染対策 法上の指定調 査機関に係る 変更の事前届 出の見直し | 土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更は、事前ではなく、変更決定後、一定期間内に届け出るようにすべきである。 【提案理由】 土壌汚染対策法上の指定調査機関は、法人の名称、住所、代表者や役員の氏名、技術管理者、法人構成員の割合調査を行う区域等を「変更しようとする日の14日前までに届け出なければならない」とされている。 しかし、代表者や役員の変更は株主総会や総会後の取締役会で決議されるものである。取締役の選任等、会社法で総会で決議することが求められている事項に関し、総会の議を経る前に対外的に届け出れば、会社法に違反しているともみなされかねない。 登記をはじめとする各種届出において、代表者、役員、住所のの変更等は、事後的に、議決後一定期間内に届け出ることが求められている。土壌汚染対策法上の指定調査機関に関しても、同様の扱いとすべきである。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 34 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 土壌汚染対策 法上の形質変 更時要届出解 要件への追加 化処理の追加 | 土印入は「印についてての拍定の事中がなくなったと応める」物口として、「上域方未の除去に 上の再世異反域中の上接の性字方宝物質に上え汚染は能え汚染は能に関する甘港に済今させる。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|--|-----------|----------|
| 35 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 石綿建材を使用した建築物等の解体工事時に係る届出の会理化 | 石綿障害予防規則に基づく届出と大気汚染防止法に基づく届出に関する統一様式を策定し、同様式に則った届出を共通(またはどちらか)の窓口に提出すれば足りることとすべきである。【提案理由】 建築物等の解体工事時には、石綿障害予防規則に基づく届出を労働基準監督署、大気汚染防止法に基づく届出を地方自治体に提出することが求められている。いずれの届出においても、工事の場所や期間、作業者の氏名や所在地等を記載さることが求められており、類似の内容について複数の行政機関に届け出なければならなくなっている。「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(平成25年2月20日、中環審第704号)」では「関係する名制度が連動して働く仕組みとすることが望まれる。具体的には、都道府県等の建築部局や環境部局、労働基準監督署等において、石綿に関連する法令に基づく情報の共有に努めるよう、関係各省と連動して都道府県等に要請することが有効と考えられる」と指摘されている。こうした指摘も踏まえ、両法令を満たす統一様式を定め、共通の窓口に提出することで足りることとすべきである。 | 日本経済団体連合会 | 環境省學生労働省 |
| 36 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 大気汚染防止 法で定める事 前調査対象の 見直し | 作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えについては、大気汚染防止法上の特定工事に該当しないことが明らかな建設工事に含めるべきである。 【提案理由】大気汚染防止法では、「建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)」の受注者は、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行う」こと、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行う」こと、「当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行う」こと、「当該解体等工事が持定工事に該当するとき」は、「特定粉じん排出等作業の類象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積」、「特定粉じん排出等作業の方法」等について、書面に記載して説明することが義務付けられている。。同法施行規則では「特定工事に該当しないことが明らかな建設工事」が挙げられているが、作業時に特定粉じんが発生しない電磁接触機や蛍光灯等の取替えは含まれていない。このため、特定粉じんが発生しない作業を行うために、特定粉じんが発生する作業と同等の煩雑な事前調査を実施することが求められている。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|------------------------------------|--|-----------|----------|
| 37 | 26年 10月14日 | | 危険物の取扱 いに関する仮 貯蔵許可の柔 軟な対応 | 危険物の取扱いに関し例外的に認められている仮貯蔵について、平常時においても、10日を超える仮貯蔵の繰り返し承認が柔軟に認められるよう対応すべきである。 【提案理由】現行法上、所轄消防長又は消防署長の承認により、10日以内に限り、仮貯蔵することが認められている。仮貯蔵は、例外的な措置であり、繰り返し承認は認められにくいのが現状である。そのため、現行の運用下においては、例えば、電力会社では、平常時においても、変圧器等の油入機器の分解点検・修理等において、機器内の絶縁油を、一旦抜油の上、発変電所等の構内に仮貯蔵し、修理等完了後に、再び戻すという作業を実施しているが、仮貯蔵許可期限10日以内という制約の中で、この分解点検・修理等に係る一連の作業を完了しなければならないため、本来実施したい一部修理等の実施を繰り延べて計画する等の対応を行っている。天候不順等の影響により作業時期・時間に制約を生じる等、作業工程の柔軟性が確保できない場合もあり、設備保全および作業安全の確保にも支障が生じる懸念がある。そうした中、東日本大震災を受けて、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いにおける10日を超える仮貯蔵の際の繰り返し承認については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いにおける10日を超える仮貯蔵の際の繰り返し承認については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策および手続きについて」(消防災第364号・消防危第171号平成25年10月3日)が通知され、繰り返し承認について柔軟な対応が認められた。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |
| 38 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 屋上へリポートにおける航空機給油取扱 所の設置容認 | ドクターへリ屋上へリポートにおいて、1日当たり、1,000リットル(指定数量)以上の給油が可能な給油取扱所(航空機給油取扱所)の設置を可能にすべきである。 【提案理由】ドクターへリ運航においては、屋上へリポートに、屋上給油施設を設置して運用をしている。ドクターへリ用の屋上給油施設を設置する場合、給油取扱所(航空機油取扱所)としての設置は認められておらず、市町村条例で設置許可が可能な「少量危険物取扱所」として設置されている。しかし、少量危険物取扱所では、給油する航空燃料(JETA-1)の指定数量が1,000リットルとされ、1日当たりの給油量が1,000リットル未満となることから、運航回数に制限が生じる。具体的には、ドクターへリ運航の主なへリ(MD900/BK117C-2/EC135)の燃費と運航毎の給油量はおおよそ200リットル程度であり、最大運航回数は1日あたり5回となる。また、1,000リットル/日という給油量の制限下では、大型の防災へリ等の給油要請に協力することが出来ない。安全性については、屋上へリポートに、給油設備用を含めた消化設備を設置している。また、給油施設の周囲に溝を設けるとともに、吸着剤・吸着マット等を常備するほか油水分離槽を設置するなど、直接地上に燃料が溢れないようにするための漏洩対策を十分に講じている。航空燃料の取扱量が増加することのみをもって安全性に問題が生じるとは思われず、安全対策を講じた上であれば、航空機給油取扱所の設置も可能と考える。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|--|-----------|----------|
| 39 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 非常用発電機 に対する、 般取扱所規制 の除和 | 非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2 - 三により危険物一般取扱所に該当しており、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、設置場所に応じて各種規制を受けている。しかし、そもそも非常用発電機は、停電時のみ燃料を消費し、平時は稼動しない設備である。そこで、現状の安全設備水準について丹念な検討を行ったうえで、安全性が確認されれば一般取扱所にかかる諸規制の対象外とする、または緩和することを求める。 【提案理由】 〈規制の現状〉 非常用発電機は、危険物の規制に関する政令第19条2 - 三により危険物一般取扱所その他これに類する一般取扱所に該当している。このため、危険物の規制に関する規則第28条の54、57により、非常用発電機の設置場所(屋内、屋外(地上)、屋外(屋上))に応じて、設置にかかる諸規制を受ける。とりわけ、1日の取扱量が指定数量30倍以上となる非常用発電機については、屋上設置は不可、屋外設置の場合は発電機と発電機の間に5メートルの離隔距離が必要となり、屋内設置の場合は発電機毎に部屋を防火区画する必要がある。 〈要望理由〉 首都直下地震対策検討ワーキンググループの最終報告書等では、災害時にも資金決済機能や企業の本社機能などの経済中枢機能について、3日間程度の継続性を確保することが求められている。しかしながら、これを実現しようとすると大型の非常用発電機が必要となるため、1日に消費する燃料の量が指定数量の30倍以上となる例が多く、敷地や建物による制約から、非常用発電機を新たに設置することや、燃料の備蓄量を増やすことができない状況となっている。 既にデータセンターにおける非常用発電機については、安全設備が十分に整備されている。今後は各種安全設備等について丹念な検証を行ったうえで、データセンターはもちろんのことわが国全体も視野に入れて、非常用発電機に対する一般取扱所規制の除外を検討をしていくことが必要である。 <要望が実現した場合の効果> 屋上や屋外での非常用発電機の設置にも取り組みやすくなる。これにより、従来敷地や建物による制約の下で非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増やすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機の新設や増設および燃料の備蓄量を増かすことができない施設において、防災拠点として社会が求める非常用発電機の解析では対対ない場合では対対ない場合では対対ないる場合では、対対ないのでは、対対ないのでは、対域に対したが、対域に関するは対域に対するといのでは、対域に関するに対対ないのでは、対域に関するといるに対域に関するといるに対域に関するといのでは、対域に関するといるといるに対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといのでは、対域に関するといいのでは、対域に対域に対域に関するといのでは、対域に対域に対域に対域に対域に関するは、対域に関するに対域に対域に関するといのでは、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |
| 40 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 発電用にも供 しているボイ ラーの規制の 見直し | ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用している場合に、蒸気の半分以上を発電用に充当していても、当該ボイラの適用法規を電気事業法ではなく労働安全衛生法にすべきである。 【提案理由】ボイラーの蒸気を発電用と工場用で併用する場合、昭和40年7月1日40公局第566号により、蒸気の半分以上を発電用に充当すれば、当該ボイラーは電気事業法の規制が適用される。半分以下の場合、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される。そのため、これまで全量工場用に供給してきた蒸気を半分以上発電用として使用する場合、当該ボイラーは、労働安全衛生法の規制から電気事業法の規制の適用へと変更され、電気事業法の技術基準を満たすためにボイラーに改造が必要となる。これには多額の費用が発生するため、蒸気を発電用として使用するのを断念せざるを得ないケースが多い。 他方、ボイラーの蒸気を発電用に使用し、発電後の抽気及び排気を全量工場用に使用する場合、2003年の見直しにより、一定の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーは労働安全衛生法の規制が適用される旨が示された(それまでは電気事業法の規制が適用)。本見直しは、ボイラー自体の安全性について、電気事業法の規制でも同等の安全性が確保されるために行われたものである。そこで、ボイラーの蒸気の半分以上を発電用に充当していても、上記と同様の条件(ボイラーの最高使用圧力の制限等)を満たせば、当該ボイラーについては労働安全衛生法の規制を適用すべきである。これにより、小型蒸気発電機の導入が進むこととなる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-------------------------------------|---|-----------|----------|
| 41 | 26年 10月14日 | 27年 | 電気事業法に おける蒸気 タービンに関 する規制緩和 | 電気事業法における工事計画の届出等は、汽力発電設備については、例えば300kW未満の場合は不要とすべきである。 【提案理由】 <規制の現状 > 現状は、火力発電所のうち、ガスタービンを原動力とするものは1,000kW未満、内燃力を原動力とするものは10,000kW未満の場合、認可および工事の事前届出が不要である。 他方、汽力を原動力とするものは、蒸気タービンの設備容量に関わらず、0kWから電気事業法の規制対象になっている(施行規則別表第2、施行令9条9項)。 <要望理由 > 電力の需給状況、エネルギーの有効利用等の観点から見ると、工場において、余剰蒸気を利用して蒸気タービンにより電力を発電することが有効と考えられる。しかし、300kW未満のタービンであっても電気事業法による規制対象となっているため、届出等の手続きが煩雑であり、検査等のコストとも相まってコストパフォーマンスが悪くなり、余剰蒸気の発電利用が阻害されている。 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会小型発電設備規制検討ワーキンググループ報告書(2010年1月)では、リスク評価等の結果、「汽力発電設備については、300kW未満等の要件を満たせば届出を不要とすることが適切である」旨が記載された。この報告書は、電力安全小委員会(第23回)において了承され、必要な手続きが進めることとされたため、速やかに規制を見直すべきである。 <要望が実現した場合の効果 > 余剰蒸気の有効利用により、省エネルギー化・電源確保に資する。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 42 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 一般電気工作 物工事に従事 できる自し | 第一種電気工事土が一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事に従事するための免状の交付要件については、第二種電気工事士の場合、当該工事に必要な知識・技能は筆記試験にて確認され、実務経験が不要であることに鑑み、以下の ~ のいずれかでよい、とすべきである。現状どおり、3年から5年の実務経験を要件とする。当該工事に必要な知識に係る講習の受講を条件に、 の実務経験を1年間短縮する。当該工事に必要な知識に係る別途試験の合格を条件に、 の実務経験を不要とする。 < 規制の現状 > 一般用電気工作物(戸建住宅、小規模店舗など低圧で受電する建物の電気設備)の工事は、免状を有した第一種電気工事士および第二種電気工事士が従事できる。この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。この免状の交付については、第二種電気工事士の場合、筆記・技能試験合格のみが要件であるため、速やかに上記工事に従事できる。 他方、第一種電気工事な場合、最低でも3年から5年の実務経験が必要となる。理由は、第一種電気工事士試験の出題範囲は自家用電気工作物に係ることに限られ、第二種電気工事士試験の出題の「一般用電気工作物に関する器具や配線の知識、法令について必要な知識」を持っているとは判定できず、一般用電気工作物に係る電気工事の確保の観点から第一種電気工事士試験に合格したことをもって第二種電気工事士や状の交付対象とすることはできないためである。 < 要望理由 > 第二種電気工事士の場合は実務経験がなくても上記の知識を有していることを試験によって確認できれば速やかに工事に従事できる制度であるから、第一種電気工事士の試験合格者についても、上記の知識に関する所定の講習を受講し、知識を有していることが確認できた場合は、必要な実務経験を、例えば1年短縮できるような制度とすべきである。あるいは、上記の知識に係る別途試験に合格すれば第二種と同様の知識レベルを判定しうるため、そのような試験を新設し、その試験に合格した場合は実務経験を不要とすべきである。 これにより有体人材の速やかなや雇用が望め、電気工事業界の活性化に繋がる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|---|-----------|----------|
| 43 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 保安業務従事 者等の実務経 験に関する要 件緩和 | 電気主任技術者免状を取得している者には、信頼性が高く比較的点検が容易な簡易受電方式の受電設備について、短期間(第3種は3年、第2種は2年、第1種は1年)の実務経験を得た後に保安業務従事者(電気管理技術者を含む)として業務が行えるようにすべきである。< 規制の規大> 電気事業法第43条に係る外部委託制度における受託者としての要件のひとつとして求められる実務経験年数については、簡易受電方式の設備等の一定の要件を満たした自家用電気工作物の場合、第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年となっている。 <要望理由> 平成17年の電気事業法改正以前は、財団法人電気保安協会の職員は、電気主任技術者免状を取得すれば、実務経験年数は必要なく、保安業務従事者としての業務が行えた。しかし、平成17年の電気事業法改正において、民間法人の電気保安業務への参入が容認された際、すべての法人の保安業務従事者について実務経験が必要(第3種電気主任技術者免状取得者が5年、第2種は4年および第1種は3年)との規則強化が行われた。その後、第5回電力安全小委員会において規制緩和が検討され、「いきなり2年ではなく、安全サイドに立って1年程度の短縮が可能ではないか」との審議を経て、平成26年に、告示「電気主任技術者外部委託制度における必要年数の見直しについて」が改正され、実務経験年数を1年間短縮する(第3種電気主任技術者免状取得者が4年、第2種は3年および第1種は2年)という規制緩和が行われた。しかし、上記のとおり、そもそも平成17年以前は実務経験が不要であったこと、第5回電力安全小委員会では2年の短縮の可能性についても言及されていること等を考慮すれば、更に1年短縮(第3種電気主任技術者免状取得者が3年、第2種は2年および第1種は1年と)すべきである。また、平成17年の規制強化により、保安業務従事者の急激な高齢化・人数減少が生じたため、現在も保安業務従事者が不足しており、保安レベルに下の懸念が強くあるため、平成26年の規制緩和に加えて更に緩和すべきである。 <要望が実現した場合の効果>資格取得後の電気保安法人への就職等の門戸が広く開かれるため、保安業務従事者の減少・高齢化への歯止めとなる。ひいては電気保安業務市場において市場競争原理が働くことになる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 44 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 第3種電気主 任技術者の監 督の範囲拡大 | 第3種電気主任技術者免状取得者が監督出来る範囲を、一定の研修等を条件として、現状の電圧5万ポルト未満から電圧8万ポルト未満に緩和すべきである。 < 規制の現状> 電気事業法施行規則第56条3によると、電気主任技術者の監督範囲は、資格区分によって異なっており、第2種では17万ポルト未満、第3種では5万ポルト未満の事業用電気工作物(出力5千キロワット以上の発電所を除く)の工事、維持及び運用となっている。 < 要望理由 > 近年は、いわゆるメガソーラー等の5万ポルト以上の事業場に配置する電気主任技術者不足が大きな問題になっているという実態がある。電力安全小委員会(2014年3月10日開催)で審議した『第2種電気主任技術者の確保の円滑化について』によれば、その人数は需要に対して十分に足りているとある。しかし、有資格者の居住地と事業場との位置関係の問題から、実際に事業場で雇用できる有資格者の数は限られる。また、有資格者が死亡した場合等においては、経済産業省に届出などを行っていないため、有資格者数についても齟齬があると考える(同資料はこれらに触れられていない)。また、電気主任技術者資格要件検討ワーキンググルーブ報告書(平成21年3月)によれば、「第3種電気主任技術者が保安の監督をできる電気工作物(電圧が5万ポルト未満)が、事業用電気工作物の多くを占め」との記載がある。しかし、前述のとおり、近年は5万ポルト以上の案件が増えている。また、近年、主遮断装置GIS(ガス絶縁開閉装置)化されたこと等により、従来よりも電気工作物の安全性が向上しているとや、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンブルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンブルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンブルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンブルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性も高いため、例えば、太陽光発電は他の回転機型発電設備とは異なり、設備構成がシンブルで運用・管理が容易であり、緊急時の安全性が高力にあり、実施が高力に対していることで、第3種電気主任技術者免状所を対していることが出来、保安レベルが向上して他の保安業務に役立てることが出来、保安レベルが向上して、需要素に任技術者免状の監督の範囲を拡大することで、第3種電気主任技術者免状所者の対が記用・雇用の拡大に繋がる。また、副次的効果として、主任技術者としての知識レベルが向上して他の保安業務に役立てることが出来、保安レベルが向上し、需要なにも今以上に安全で適正な電気保安を提供できるようになる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 45 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 火力発電所を リプレースす る場合の環境 影響評価手続 の簡素化 | 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続のうち、配慮書手続を簡素化すべきである。 【提案理由】環境影響評価法は、環境負荷を低減(温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量を削減等)させるような火力発電へのリプレースについても、一律同様の環境影響評価手続を行うことを求めている。そのため、環境負荷を低減させるような火力発電へのリプレースを迅速に進めることができない。 環境影響評価手続の一つである配慮書手続は、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境 影響の一層の回避・低減を図るものであるが、環境負荷を低減させるような火力発電のリプレースの場合、他の立地の検討が現 実的ではないリプレースであることから、通常の配慮書手続を行う高義は乏しい。 したがって、配慮書手続については配慮書を関係者に送付することでとし、努力義務である意見聴取は不要とする よう、改善すべきである。意見の聴取については、リプレース前の段階から事業について住民とコミュニケーションをとってお り、また、方法書手続以降においても、意見聴取が可能である。 これにより、環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースを迅速に行うことが可能になれば、その分、温室効果ガス や窒素酸化物・硫黄酸化物の排出量等の削減を早期に開始できるとともに、電力供給力を迅速に強化することが可能となる。 なお、「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(2012年11月27日)では、「平成25年4 月より施行・導入される配慮書手続についても、他の手続同様、可能な範囲で手続の迅速化を図る」とされているが、その具体 的方策までは示されていない。また、2013年の政府回答は、「配慮書に関する迅速化の具体的方策を統一的に示すには、情報収 集やある程度の事例の積み重ね及びそれらの検証が必要」としているが、事業者としては、事業を早期に進め環境負荷の低い発 電設備を一日も早く運転開始し、環境改善に貢献したいと考えており、事例の積み重ねを待っていては、既存の発電所を稼働し 続ける必要があるため、環境改善が遅れてしまう。 | 日本経済団体連合会 | 環境省 |
| 46 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 省エネ法、温 暖化防止条例 に基づく届出 の一元化の推 進 | 事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条令との整合性の確保について(依頼)」(2014年6月20日、経済産業省・環境省)において自治体に留意を求めた、事業者負担の軽減に対する配慮や既存の法体系との整合性確保に関し、その後の各地方自治体の対応を把握するとともに、文書の様式や記載項目の統一、提出先の一元化に向け、必要な措置を講じるべきである 【提案理由】省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。また、各地方自治体も地球環境条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。これらの文書に記載する事項は、ほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。文書の様式や記載項目を統一するとともに、提出先を一元化すれば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。 | 日本経済団体連合会 | 環境省経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|--|-----------|----------|
| 47 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 省エネ法に基 づく中長期計 画書作成の負 担軽減 | | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 48 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 省エネ法に基 づく定期報告 対象の限定 | 特定事業者が毎年度実施している、工場等におけるエネルギー使用の状況等の主務大臣への報告について、個別の工場・事業場の報告部分の作成を不要とすべきである。 【提案理由】省エネ法に基づく定期報告書においては、事業者全体に係る報告だけでなく、個別の工場・事業場に係る報告も求められている。これにより、事業部ごとにデータを管理している特定事業者においては、省エネ法に基づく定期報告書作成のために工場・事業場ごとのデータを再集計するなどの追加的な事務負担が発生している。個別の工場・事業場を報告対象としなくても、事業者全体のデータを把握していれば省エネの推進は可能であり、個別の工場・事業場については、報告対象から除外すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---------------------------------|--|-----------|----------|
| 49 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 変圧器に係る トップラン ナー規制の見 直し | 2014年4月以降に、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合について、両者の省エネ効果を比較すると、実質0.3%程度しか差がないにも関わらず、価格は約2倍(*1)となっている。効率アップに対し価格が高すぎるため、規制の見直しをお願いしたい。 (*1)2014年4月時点での工事委託者の標準的な見積値であり、購入時期、購入数あるいは交渉等により価格は変動しうる。 < 規制の現状 > 変圧器のトップランナー判断基準が見直されたことにより、2014年4月以降に事業者が変圧器を交換する場合は、「トップランナー変圧器2014」に準拠した変圧器を購入して交換する必要がある。 < 要望理由 > 政府審議会(変圧器判断基準小委員会(第1回)議事要旨)によると、「製造コストの変化につき質問があり、業界代表委員より、概ね1.5倍程度の上昇であるが、製造コストは経済状況、鋼板や鋼の価格等の諸要件により流動的であり、また、現行基準策定時においては巻線にアルミニウムを使用することが一般的であったためその分のコスト上昇があった」とある。すなわち「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」へのコスト増加となっている。そして、従来の「トップランナー変圧器2006」から「トップランナー変圧器2014」に変更した場合の省エネ効果(変圧器の全損失の減少)が少ないことが問題である。例えば、60kVAのトランスについて、年間電気使用量を160,000kWh/年として省エネ効果を計算すると、省エネ効果の違いは、わずか0.3%程度となる(トップランナー2006全損失(0.5kW)・トップランナー2014全損失(0.444kW)=0.056kW)。 このように、費用対効果が小さいため、例えば上記の場合、設備投資分を回収するためには少なくとも25年以上もの連続運転を要することになる。微々たる省エネのために事業者に負担がかかっているため、規制の見直しをお願いしたい。 < 要望が実現した場合の効果 > 経費削減となり、他の省エネ機器等の投資につながる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 50 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 置の設置に関する許可の緩和 | の非接触給電装置が実用化すれば、充電の利便性が向上し、電気自動車やプラグインハイブリッド車等の充電を必要とする次世代自動車の普及に向けた動きが加速されると考えられる。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|--|-----------|----------|
| 51 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 潜熱回収型ガ ス給湯器のド レン排水規制 の緩和 | 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水を下水道法上の「雨水」として取り扱うよう、通知等により自治体の判断を統一すべきである。 【提案理由】潜熱回収型ガス給湯器(地球温暖化対策として家庭への普及が促進されている高効率給湯器)は、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水が一定量発生する。下水道法では、生活に起因する排水は、原則、「汚水」に分類され、汚水系統の排水設備に排出することとなる。ただし、ドレン排水については、生活に起因する排水であるものの、平成24年3月28日付「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」により、水質汚濁防止法の水質基準を満たしていることなどから、「雨水」と同様の取り扱いとし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能になっている。しかし、必ずしも汚水系統の排水設備へ非出する必要がないと取り扱う判断も可能になっている。自治体によっては、下水道法の原則になづき、ドレン排水は汚水であるとの判断しか示されないところもある。ドレン排水を「汚水」として排出すると、「雨水」として排出する場合に比べ、配管設置等のコストが高くなる。そのため、潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大が妨げられている。自治体における判断が統一されれば、汚水処理しかできないと判断していた地域でも雨水処理が可能となり、その結果、省エネルギー性・環境性に優れた潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大に寄与することができる。 | 日本経済団体連合会 | 国土交通省 |
| 52 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | LNG設備、石 カンラ設細 カンラン は おいた は は は は は り は り は り は り は り は り は り は | そもそも、工事着工の判断をする上では、主要図書(建設する設備の概要がわかるもの、配置図や設備構成図等)および詳細設計図書の参考図書があればよいと思われる。例えば、ポンプなら、申請段階においては型式、容量、揚程等の情報があればよく、メーカー・型番までの詳細情報は必要ないと思われる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 53 | 26年 10月14日 | | 電子保存可能書類の明確化と対象とする書類の拡大 | 国税関係書類(法定保存帳票)については、原則紙で7年間保存、所轄税務署へ申請し、許可が下りれば、一部の書類について、スキャナで読取った電子デ・タでの保存(電子保存)が認められている。 国税関係書類以外の帳票について、保存方法が明確でないものが多数存在しており、環境への配慮やコスト削減の面からも、電子保存が可能な書類を明確にし、可能な限り対象を拡げるべきである。 < 規制の要望 > 例えばコンビニでの税金等の収納において、現状では顧客より収納した控を店舗および本部で紙保存しているが、各自治体に電子保存への変更を打診しても、明確な根拠を提示されないまま引続き紙保存を要請される。 < 要望理由 > ~それらの書類について現状では明確な規定がなく、グレ・ゾ・ンとなっている。 < 要望理由 > ~それらの書類について現状では明確な規定がなく、グレ・ゾ・ンとなっている。 < 要望が実現した場合の効果 > 国が改めて指針を掲げ、電子保存が可能な書類を明確にすれば、これらの問題は解消し、電子保存が促進されると思われる。これにより、長期間紙保存する書類が削減され、紙資源の有効活用、及び環境への負荷軽減を実現できると考える。 | | 総務省 |
| 54 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 金融機関でののでは、一般では、一般では、一点ので | 化・効率化できない要因となっている。また、窓口での税公金収納事務処理では人手を介して領収印を押す作業が発生しており、関連制度の状況等から金融機関として自動化が困難な事務となっている。 <要望理由> 税公金の納付書フォーマットを統一化、あるいは数種類の用途別等に絞り込むことができれば、機械処理化が進む。また機械的に領収印などの受取りの証跡を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動機で対応が可能となる。 <要望が実現した場合の効果> | 日本経済団体連合会 | 財務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---------------------------|---|-----------|--------------|
| 55 | 26年 10月14日 | 1日20日 | 政府の情報シ ステム調達に 関する改善 | 以下を推進すべきである。 (1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章1-(2)- 」) (2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章3-(6)」) (3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版パイドール)(「根拠3」の第19条) (4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」) (5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」) < 規制の現状> | 日本経済団体連合会 | 経済産業省総務省や関官房 |
| 56 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 電波法規制の緩和 | 免許不要である程度広い範囲の商用アンテナの特性を測る際には、法令通りに、アンテナから 3 m離れた地点の電界強度で規定すると微弱な電波しか出せない。例えば、1 km角に近い敷地がある会社などでは、その敷地の境界点での電界強度を基準にすれば、実用的な出力でアンテナの評価ができる。また、外部に対して電波による影響を出さずにこの測定が行える。3 m規定の電界強度の規制を緩和すべきである。 < 規制の現状 > 電波発信源から 3 m地点における電界強度が規制値になっている。 < 要望理由 > アンテナ等新規装置開発時に必要な実験が、敷地外では規制値内になっている場合でも、安易に行えないため、電波暗室等に過大な投資が必要となり、製品のコストアップ、世界的競争力の低下を招いている。 < 要望が実現した場合の効果 > 関連する製品の製品コストを低下させるとともに、開発速度のアップし、無線関連分野への新規参入が容易になる。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-------------------------|---|-----------|----------|
| 57 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 携帯電話回線 の利用制限の 見直し | 近年、飛行ロボットの利活用が進んでいる。飛行ロボットで撮影した画像をリアルタイムに受信するには、現在Wi-Fiあるいは画像伝送装置を用いているが、送受信距離に限界があり、概ねWi-Fiでは100m、1.2GHzの画像伝送装置でも1~2kmが限度である。同様に、飛行ロボットやカメラの制御はZigBeeを利用しているが、到達距離は120m程度が限界である。そこで、飛行ロボットやカメラの制御はZigBeeを利用しているが、到達距離は120m程度が限界である。そこで、飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載し、遠方であっても飛行ロボットにより撮影した画像をリアルタイムに確認するとともに飛行ロボットの制御を可能にすべきである。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |
| 58 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 主任無線従事 者制度の条件 緩和 | 無線従事者であっても、異動時には同一免許人の無線局であれば 3 カ月を待たずに主任選任が可能となるよう規制緩和すべきである。 また、主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。 更に電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。しかし、運用する無線局によっては無線局を離れた場所での監督も可能であり、この要件を緩和すべきである。 < 規制の現状> 現在の主任無線従事者専任の条件(一部) 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持っていること。選任を受ける無線局等に、選任日より前5年間において3カ月以上の従事経歴を持っていること。主任無線従事者を選任した無線局の免許人は、選任の日から6カ月以内、以後5年に1回主任無線従事者として選任した者に、主任無線従事者諸習を受けさせなければならない。(講習開催月は6月、10月、2月)電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。 <要望理由> 上記条件が設定されていることにより、人事異動等の場合、一時的に人員を増員した状態で資格者の維持が必要となる場合がある。 <要望が実現した場合の効果> 同一免許人の無線局であれば、従事経歴の縛りを無くすことにより資格所有者人員確保の軽減及び、より柔軟な人員配置を実施することができる。受講期間を6カ月以内から1年以内とする事により、年3回の受講選択が可能となる。(例:7月に選任を受け10月に講習の受講を予定していたが、交通事故などの不測の事態により受講不可となった場合に6カ月以内の講習受講が不可能となる。一年以内とすることで次の2月の講習での受講が可能となる) | 日本経済団体連合会 | 総務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|-----------|----------|
| 59 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 時続デド利波条分割の見がある。一番では、おりまたが、おります。 おり かり おり かり おり かり | 経済的で機能の高度化を実現すべく検討された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されて通信容量が大きく減じられてしまうため、通信品質を確保するための代替周波数を割当てるべきである。 代替周波数は、他の無線システムとの共用条件を変化させないよう、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数を拡大することが望ましく、具体的には1884.5~1893.5MHzの周波数を追加共用すべきである。 < 規制の現状 > 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。 < 要望理由 > 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の新方式で高度化アブリケーションを実現するにはチャネル不足となる。規制される周波数を共用しており、共用周波数を拡大すれば周辺の無線システムに変化を与えることはない。新たに共用を要望する1884.5~1893.5MHzの周波数は、PHSの無線局の需要予測を元に2001年に追加割当されたが、現在の契約者数は需要予測的を拡大すべきるあり、年間300万局以上増加している時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局との共用周波数を拡大すべきである。 < 要望が実現した場合の効果 > 高度化アブリケーションを高的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を勘案すれば良く、総合的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |
| 60 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 無線局機器に 関する基準認 証制度の緩和 | 新しい通信機器や通信方式の研究開発を目的とした電波発信を可能とするために設置された「実験免許局認定」の範囲拡大、および端末機器等の「電波法認証」にかかる無線通信試験の条件緩和をすべきである。 < 規制の現状 > 通信事業者等の通信局などで使われている通信機器の認定は、「無線局機器に関する基準認定制度の手順」に従い、電波発信検査等に合格したものに与えられている。通信機器の新機種や新たな通問的の開発には「実験免許局認定」が設置されており、通常制度の手順から一部検査が簡素化され、事業者の機器等の開発期間の短縮で多与する制度となっている。これとは別に、ユーザーが使う端末機器に関しては電波法認証の「技術基準適合証明」を得る必要がある。 < 要望理由 > 「実験免許局認定」において、中継局に使われる機器の認定が簡素化されても、末端の通信局で使用される通信機器の認定は従来の認定制度により行われるため、システム全体の認定は従来の制度に引きずられる形となり、「実験免許局認定」による開発期間短縮の効果は享受できているとはいいがたい。また、ユーザーが使う端末機器に関しては、パラメータを変えながらの検証等が規制されている。現在5 GHz帯は、無線LAN、交通システム、衛星システム、気象レーダなどの共存利用研究等加速し、オリンピック時のサービス提供を見据えて開発が急務となっている。「実験免許局認定」の適応範囲を末端通信局で使われる通信機器にまで拡大することが望まれる。さらには、サブGHz帯、60 GHz帯においても同様な認定が行われることを望む。また端末機器に対しては、例えば半径50m程度の空間における試験という一定の条件を前提に実験を行うことを可能とするなどの要件緩配たまで拡大することが望む。 | 日本経済団体連合会 | 総務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|--|-----------|----------|
| 61 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 保定ンピンピン 会社・インピン 会社・インピン 会社・インの の の の の の の の の の の の の の の の の の の | 保険業法施行規則第56条第5項等の10%超例外投資可能企業の要件に関し、投資先企業が成長し、中小企業の要件から外れた場合においても、特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルやそれと同様の役割を果たしている場合(リードベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)で、初回投資時に要件を満たしていた企業については、10%超となる追加投資を可能とすべきである。 【提案理由】現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、15年以内に限り、その合算対象から除かれる。しかしその場合においても、投資先企業が成長し中小企業の要件から外れた場合には、追加投資が出来ない。 昨今、ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がり、リードベンチャーキャピタルの資金調達支援を含めた企業育成の重要性がより増してきているが、この規制により、ベンチャー企業の資金調達に支障をきたす恐れがあることから、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルがリードベンチャーキャピタルがあることから、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが複数存在する場合等を含む)については、上記のような場合においても追加投資が出来るよう緩和すべきである。当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができる。 | 日本経済団体連合会 | 金融庁 |
| 62 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 外国の関連法 人等に係る子 会社等業務範 囲規制の緩和 | 外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制を緩和すべきである。 【提案理由】保険会社の海外展開に係る規制緩和については、本年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大が措置されたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備が検討されている。 上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社新の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針 - 2 - 3 - 4 (1)(5))。 一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異ない、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうる。 保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和すべきである。 | 日本経済団体連合会 | 金融庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|--|-----------|----------|
| 63 | 26年 10月14日 | 1月29日 | 共同出資者の 子会社への 対 会社へ で 関 道 は 選 う の り り り り り り り り り り り り り り り り り り | 共同出資会社から合弁会社への貸付けについては一定の要件を満たせば貸金業法適用除外となったが、合弁会社と出資の関係にない共同出資会社の子会社(具体的には金融子会社を想定)からの貸付けについても同要件を満たした場合には貸金業法適用除外とすべきである。 〈規制の現状〉 本年4月1日の改正において共同出資会社が合弁会社に対して行う貸付けについて 貸付が合弁会社の総株主または総出資者の同意に基づくものであることと、 貸付を行う会社等が合弁会社の議決権の20%以上を保有していることをを要件として貸金業法適用除外となった。しかしながら、合弁会社と出資関係が無い共同出資会社の子会社が合弁会社に対して貸付けを行う場合は貸金業法が適用される。 〈要望理由〉 本年4月1日の改正において実質支配力基準に基づく子会社含むグループ会社間の貸付けにおいて賃金業法適用除外とされ、金融子会社が子会社が手に対して行う貸付に対して貸金業法適用除外となった。連結経営において連結グループ会社間の金融取引を専門知識、技量を備えた金融子会社が担うことが一般的であり、金融子会社の取引対象会社は貸金業法適用外となった子会社等に加えて他者との合弁会社も含まれる。合弁形態による企業の海外進出を金融面からサポートする為、金融取引において専門性を有する金融子会社を効率的に活用すべく、合弁会社向け貸付について金融子会社が行うものについても貸金業法適用外とすべきである。貸金業法適用除外範囲が企業グループ内に留まり、資金需要者の利益が損なわれる事がなく、社会経済的な悪影響も及ぼさないものである。 〈要望が実現した場合の効果〉 金融学会社の貸金業法が応事務が不要となり業務効率が格段に向上する(例:貸金業取扱主任者(国家資格で3年毎の更新必要)の設置の義務付け、3年毎の貸金業登録更新、その他貸金業法に則した事務(契約締結前書面の公布、債権譲渡時の監督官庁への都度届出、法定帳簿の完済後10年間の保存、法定標識の事務所内での掲示等)。 | 日本経済団体連合会 | 金融庁 |
| 64 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 英文開示銘柄に関する説明義務の見直し | 「外国会社届出書等」を英語で記載して提出している有価証券(英文開示銘柄)については、顧客から有価証券の売買等の注文を受託する際にその旨の説明を行うことや説明書を交付すべきことが金融商品取引業者に対して義務付けられているが、当該義務を撤廃するか、または当該義務の対象につき、国内の金融商品取引所における取引以外の場合は交付義務・説明義務の対象外としてはどうか。 【提案理由】顧客が英文開示銘柄を取引する場合には、取引方法の如何を問わず、取引時までに金商業者等が当該顧客に対し、英文開示銘柄である旨の説明を行い、かつ、その旨を記載した文書を交付することが金融商品取引業者等に義務付けられている。 書面交付については、契約締結前交付書面に記載し事前に交付する方法が認められる等、一部緩和されているものの、説明の履行は必要となっており、今もなお英文開示銘柄の取引に一定の障害となっている。このことが、外国企業の日本市場への参入を躊躇させる遠因ともなりかねないと思料する。外国株式の発行会社が、英文等の外国語で届出書等を開示していることは、顧客も十分承知しており明白であることから、斯様な規制を行う必要性は希薄である場合、少なくとも、外国市場に上場している場合(外国市場への委託取引による方法、国内金融商品取引業者との間で相対取引)に関しては当該義務の撤廃を願いたい。要望が実現した場合には、外国企業による日本市場への参入を容易にする要因になるほか、日本の投資者による外国企業への投資が容易になり、投資対象が拡大することによる投資効果や、分散投資が可能になることによるリスクヘッジの実現等のメリットがある。 | 日本経済団体連合会 | 金融庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|--|-----------|----------|
| 65 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | エンドユース 規制中心の安 全保障貿易管 | 規制対象品目等のリストに基づく該非判定まずありきの現状から脱し、取引される品目等の最終用途に応じた、いわゆるエンドユース規制中心の安全保障貿易管理制度へ移行すべきである。このような制度の下で、安全保障上の懸念があると政府が判断した取引について許可申請すべき旨を通知すること(インフォーム通知)を基本とすべきである。それ以外の取引についても、外国ユーザーリストによる懸念取引先の一層の可視化を進めるとともに、安全保障上の懸念が極めて低いと考えられる取引は許可申請を原則不要とすべきである。 < 規制の現状 > リスト規制中心の現行の安全保障貿易管理制度の下では、業として輸出を行う者は、輸出する貨物や提供する技術が規制対象品目等に該当するか否かを確認すること(該非判定)が求められる。 < 要望理由等 > 企業の国際競争力を損なうことなく、機微な製品・技術の大量破壊兵器等への転用や安全保障上の懸念が強い国等への流出を防止するという安全保障貿易管理の本来の目的を全うするためには、当該貨物・技術の最終用途こそ重視されるべきである。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 66 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 安全保障貿易 管理に係る行 政手続法第二 章の適用除外 規定の撤廃 | 外国為替及び外国貿易法における行政手続法第二章(申請に対する処分)の適用除外規定を撤廃すべきである。 < 規制の現状 > 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める地域を仕向地とする特定の種類の貨物、または政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を輸出・提供しようとする場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないが、これらの許可については、行政手続法第二章の規定は適用しないとされている。 < 要望理由等 > 例えば、ジョイントベンチャー(以下、JV)を形成する海外企業に対して提供しようとする技術が規制品目に該当することがある。その際、審査基準が曖昧なため、予め準備しておくべき書類等についてJV相手の十分な理解が得られず、ビジネスが円滑に進まない恐れがある。 行政手続法の適用によって、より具体的な基準が示されることになれば、予見可能性が高まり、スムーズな事業展開に資するものと考えられる。 | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 67 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 「公知の技 術」に係る定 義の見直し | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第9号に規定の「公知の技術」の定義を国際レジームの定義に合わせて見直し、「二次的な情報伝達に制限がないもの」は「公知の技術」として許可を不要とすべきである。 < 規制の現状> | 日本経済団体連合会 | 経済産業省 |
| 68 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | ODA無償資 金協力におけ る運営・維持 管理費用の対 象化 | 無償資金協力による施設・設備・機材の提供を行った場合、一般的に、運営・維持管理費は対象としない運用がなされている。ハコモノを提供するだけでなく、運営・維持を含めた質の高い無償資金協力を推進する観点から、これら費用も対象とすべきである。 【提案理由】無償資金協力案件においては、施設・設備・機材の引渡し後に、その運営や維持管理のための費用等、相手国側の負担が発生する。例えば、わが国が強みを発揮できるIT分野では、初期の設備導入費に比べ、システムの維持管理や更新のための費用が相当額発生することも少なくない。しかし、現在の無償資金協力では、一般的に運営・維持管理費は、相手国政府の負担とする運用が行われているため、相手国政府がこれを十分に負担できず、提供した設備・機材が十分に活用されないおそれがある。 提供した設備・機材の利用を定着させ、成果を確実に上げるために、運営・維持管理費も無償資金協力の対象とするべきである。 「無償資金協力調達ガイドライン」III-5-3は、「契約には、贈与によって調達される生産物および役務が明記されねばならない」と定め、運営・維持管理等の「役務」も対象としており、これに沿った運用が求められる。 | 日本経済団体連合会 | 財務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|----------------------------------|--|-----------|----------|
| 69 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 永住許可に必 要な在留歴の 算定方法の見 直し | 永住許可に必要な在留歴に係る要件について、「引き続き」ではなく「通算で」10年以上本邦に在留していることとすべきである。 【提案理由】 永住者の在留資格に変更を希望する外国人社員が永住許可を申請する際には、1.素行が善良であること、2.独立生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、3.その者の永住が日本国の利益に合すると認められることの3つの要件を満たすことが求められている。このうち、3.については、「原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし,この期間のうち,就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する」とされている。しかし、当該外国人社員が永住許可に必要な在留歴に係る要件を満たす前に海外勤務等を命ぜられ海外に居住する場合、「引き続き」とは見做されず在留歴の算定がリセットされてしため、将来的に永住許可申請を希望する当該外国人社員に海外勤務を命じるなど、グローバルな人事異動を行うことを日本企業が躊躇する要因となっている。永住許可に必要な在留歴の算定方法を「通算で」10年以上日本に居住していることとすることにより、日本企業が当該外国人社員にグローバル人材として活躍する機会を提供しやすくなると考えられる。 | 日本経済団体連合会 | 法務省 |
| 70 | 26年 10月14日 | 27年 | 独占禁止法 9 条(一般集中 規制)の廃止 等 | 独占禁止法第9条(一般集中規制)については、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、わが国企業の経済活動を過度に制限・萎縮等させるものであり、廃止すべきである。仮に、独占禁止法第9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」または「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。【規制の現状】 独占禁止法第9条において、「事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない」との禁止規定が存在し、また独禁法9条ガイドラインにて、総資産の額の合計額が15兆円を超える場合、5以上の主要な事業分野を有してはならないとされている。 【要望理由】 企業の経済活動がグローバル化し、巨大化が急速に進む今日において、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して一律かつ外形的に課す規制は、企業活動を不当に制限するものであり、既に存在意義を失っていると考えられるため。また、過去一般集中規制の執行事例がないという実態であり、過度な規制によりグループ事業展開や多角化、新分野への進出等、企業の成長を阻害しかねないため。 9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する事実を探知することがその趣旨であるが、現行では全ての子会社および実質子会社を報告対象としている。最近の企業結合規制の見直しにおいて、株式取得に関する届出基準および様式が簡素化されていることも踏まえ、報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」(単体総資産3,000億円超の会社)または「有力な会社」(当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社)に限定したとしても、9条1項違反の探知に支障はないと考えるため。 | 日本経済団体連合会 | 公正取引委員会 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|--|-----------|----------|
| 71 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 独占禁止法9 条ガイドライ ンの改正によ る報告の適正 化 | 独禁法9条ガイドラインについて、廃止を求めているところではあるが、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。主要な事業分野の業権について、日本標準産業分類を活用することは評価すべき市場実態を反映していないため、より大括りな二桁分類を原則とすべきである。「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に沿った報告にすべきである。分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。 [規制の現状] 独禁法9条ガイドラインでは、主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類(三桁分類)を活用することを求めている。「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額(15兆円以上)と定めている。「「事業支配力が過度に集中することとならない会社」の例として、「自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ当該子会社の株式を100%取得する場合(設立当初から100%所有を継続している場合に限る)」と定めている。 【要望理由】 (日本標準産業分類)の事業分野は、ビジネスの多角化が進んだ今日において、分類が困難なケースが多数存在しているため。 事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではないと考えられるため。 分社化した会社が、上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、むしる当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられ、「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなくすべきであると考えているため。 | 日本経済団体連合会 | 公正取引委員会 |
| 72 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | | 生産出荷集中度調査が2年に1回実施されているが、データ抽出が容易ではなくかつ対象品目も変更になることから、調査回数を5年に1回などにして調査の頻度を減らすべきである。 【提案理由】 実務上の作業負担の緩和 | 日本経済団体連合会 | 公正取引委員会 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|--|--------------|----------|
| 73 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | する製造委託 等の下請法の 適用除外 | る。 | 日本経済団体連合会 | 公正取引委員会 |
| 74 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | アウトレット における景価 法上の二重件の 経和 | 消費者庁は、景品表示法のガイドライン(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)において、不当な工事価格になるケースを例示しており、このガイドラインに従えば、プロパー店舗からアウトレット店・アウトレットサイトに移管した商品については、当該店舗での販売実績がないことから二重価格が不可能となっている。【アウトレット店・アウトレットサイトに移管した商品については、当該店舗での販売実績がないことから二重価格が不可能となっている。【アウトレット店・アウトレットサイト等において、限定した要件の下、】二重価格を容易にする規制緩和を要望する。 【提案理由】消費者による消費行動の多様化により、近年はアウトレット店舗およびオンライン上でのアウトレットサイトが増加している。その結果、プロパー店からアウトレット店舗・サイト(以下、アウトレット等)への移管在庫は従来に増して頻繁になっている状況である。 消費者庁は、そのガイドライン(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)において、不当な二重価格になるケースを例示しており、このガイドラインに従えば、二重価格による表示を行う場合、「当該店舗」での「最近相当間目(過去8週間の過半、かつ少なくとも直近2週間以内の)販売実績」が必要となる。この点、プロパー店舗からアウトレット等に移管した商品については、それぞれの要件を満たせず、二重価格表記が不可能となっている。また、過去の販売価格を比較対象価格に用いる場合の要件については、値札のスペース上の制約から、小売の現場で活用することが難しい。現状、アウトレット価格が記されたシールを従来価格の上に貼る以外にガイドラインに沿う方法がなく、その場合、プロパー価格からがと変くなった的品かがかかりにくい表示となる。アウトレットにあける主力製品であるファッション小売品については、季節ごとに商品が変わるため、6カ月~1年前に正規店舗で販売した商品を販売することが多い。しかし、上記の規制が、このような流通実態と整合的ではないため、実際に二重価格表記を活用することが、消費者の利益に適うと考える。販売売価格からの割引額が把握しやすい二重価格表記を可能とする要件を緩和することが、消費者の利益に適うと考える。販売売価格からの割引額が把握しやすい二重価格表記を可能とする要件を緩和することが、消費者の利益に適うと考える。販売売価格からの割引額が把握していて、「当該店舗」、「最近相当期間」の定義を見直す、「過去の販売価格」の表示の要件を緩和する、アウトレットの類型について、流通実態に即し、新たに二重価格の表示を可能とする要件を設定する、など所要の見直しを検討すべきと考える。 | 四体連合会 | 消費者庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|-----------|----------|
| 75 | 26年 10月14日 | L 21 T | グループ企業 間の法律事務 の取扱いと弁 護士法第72条 の関係 | 一定の基準(親会社が100%子会社に対して法律事務を行う場合に限る等)を満たしたグループ企業間での法律事務は、「他人性」の要件を欠くとして、同条の構成要件に該当しないとの見解を示してほしい。法人格が別であっても、親会社が100%子会社に行う法律事務等は、実質的見地からすれば他人性の要件を欠くと考えられる。 < 規制の現状>グループ企業間での法律事務についても、弁護士法第72条の規制を受ける。 < 要望理由>子会社を上場させ上場益を得ていた時代と異なり、現在は、会社分割制度の活用やグループ経営への意識の高まりもあり、グループ全体でリスク管理を考える時代である。従って、情報の集約、リスク管理意識の統一、効率性等の観点から、親会社がグループ全体の法律事務を扱う必要性があるため、実質的に「他人性」を欠くと考えられるグループ会社がグループ全体の法律事務を含めて取り扱うことができることを明確にすべきである。本要望は、同条の趣旨を逸脱するものではないと考える。2012年度改革要望への政府回答において示された仮に上記の要望を採用し場合に懸念される悪質なケース(脱法的に親子関係を創出する場合等)については、かかる特異な例が有り得るという不確定な可能性を以て企業の経済活動の効率性を損ねることに合理性は見出せない。また、基準を明確に設けることでこれを排除することができ、万一そのような脱法行為があった場合は個々の事件に応じて解決を図るべきものと考える。<要望が実現した場合の効果>企業におけるグループ経営の活性化及び効率的な企業活動が期待できる。 | 日本経済団体連合会 | 法務省 |
| 76 | 26年 10月14日 | | 品の容器に関する規制の見 直し | 乳等の容器をガラスやポリエチレン等に限定する規制を見直すべきである。 【提案理由】乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の別表の四(二)より、乳等の容器は、ガラス瓶、合成樹脂製容器(ポリエチレン、エチレン・1 アルケン共重合樹脂、ナイロン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレート)、合成樹脂加工紙製容器等に制限されている。現在、同省令の制定時に想定されていなかった新たな素材が開発されている。例えば、近年開発されたPEN樹脂(ポリエチレン・ナフタレート樹脂)は、ガラスやポリエチレン等同様に耐久性、耐水性、耐油性等の長所を有するのみならず、耐熱性、耐薬品性、強靭性(割れない)、軽量等の点においても優れている。こうした新たな素材が乳等容器素材として容認されれば、(リターナブル容器として利用され、)省資源・省エネを促進しながら消費者の安全を確保することが可能となる。 | 日本経済団体連合会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|----------------------------------|---|-----------|----------|
| 77 | 26年 10月14日 | 27年 1月29日 | 展覧会における美術品損害 の補償契約の 手続きの見直 | 展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期について、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすべきである。また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除するべきである。 【提案理由】展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第6条は、展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際の手続きを定めている。実際に締結するに際しては、展覧会開催の3カ月程前に同条に定める書類を提出しなければならない。 しかし、展覧会開催3月前の時点では、出展作品が全て決定していないため、作品に関する書類(同条第2項第2号、第8号、第9号)を提出することが困難である。提出後の書類変更は認められているが、変更が生じる度の書類提出は手間・コストとなっている。とくに、出展作品については提出後に追加することが認められていないため、出展可能性のある作品は全て書類を準備しなければならず、過度の負担が生じている。また、施設や設備に関する書類(同条第2号第4号~第7号、第8号の一部)について、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、改修等の変更が行われていない場合であっても提出しなければならず、手間となっている。展覧会の主催者が政府と補償契約を締結する際に必要となる書類の提出時期を、出展作品が概ね決定する時期である展覧会開催1.5カ月程前とすること、また、過去に補償制度の利用実績があり、かつ、施設や設備の改修等を行っていない場合には、施設や設備に関する書類の提出を免除することにより、出展者が補償制度を利用しやすくなり、国民の美術品鑑賞機会の拡大に資することとなる。 | 日本経済団体連合会 | 文部科学省 |
| 78 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 「有価証券」から一定の信託 受益権を除外 すること | [提案の具体的内容] 信託受益権は、金融商品取引法(以下「金商法」)第2条第2項第1号により一律に有価証券とみなされているが、このうち元本補填付信託の信託受益権については、「有価証券」の定義からの除外に向けた検討を要望するもの。 [提案理由] ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条に基づき、信託兼営金融機関に取り扱いが認められている元本補填付信託の信託受益権は、預金保険制度の対象(預金保険法第2条第2項)である等、金商法の適用がない預金と同様に投資性がないにもかかわらず、金商法が適用される。・金商法施行後約7年が経過し、足下では高齢化の一層の進展に伴い、財産管理や資産承継のニーズに応える信託商品として、投資性のない元本補填付信託を活用した後見制度支援信託、遺言代用信託、教育資金贈与信託といった新しい信託商品が急速に普及してきている。・・投資性のない元本補填付信託に金商法が適用されることで、顧客の利便性を妨げ、新しい信託商品の普及の弊害となっていたことから、平成26年4月1日付で金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令が改正された。これにより元本補填付信託に対する金商法の適用が一部除外され、信託業法等が適用されることとなった。・・一方で、投資性のない元本補填付信託が金商法上の有価証券とされることで、金商法施行令第2条の10第1項に規定する有価証券の運用比率の算定の対象とされ、なお規制が残り、新しい信託商品の開発の妨げとなっている。・ついては、元本補填付信託の商品特性と社会環境の変化を踏まえ、元本補填付信託の信託受益権につき、「有価証券」の定義からの除外に向けた検討を要望するもの。 | 信託協会 | 金融庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|--|----------|----------|
| 79 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 独占禁止法第 11条における 信託勘定に対 する議決権保 有規制の見直 し | [提案の具体的内容] 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)保有割合の規制の緩和に向けた検討を要望するもの。例えば、現行の銀行勘定・信託勘定合算で5%以内としているものを、「銀行勘定5%以内かつ信託勘定5%以内」とすること、もしくは、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権そのものを独占禁止法第11条に定める議決権保有規制の対象から除外することを検討頂きたい。 [提案理由] ・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用の支障が残ることから、更なる緩和に向けた検討をお願いするもの。 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過渡の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行制定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内。なお、保険会社は10%以内)。・信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内。なお、保険会社は10%以内。・信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権を信息により入り、まな、保険会社は10%以内。・信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過渡の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。したがって、銀行勘定と信託勘定については、独立したものと考えるべきであり、例え、集団制定5%以内の力で信託勘定5%以内、として頂きたい 。銀行に対する議決権保有規制は、昭和52年改正法により議決権保有割合がそれまでの10%から5%に引き下げられ、現在に至っているが、他方、同改正時に保険会社については10%が維持されている。・また、信託銀行付信託数については10%が維持されている。・また、信託銀行付信託数にでは発力を対してはなく、独占禁止法第11条に定める議決権保有規制の対象から除外することも検討頂きたい。 | 信託協会 | 公正取引委員会 |
| 80 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 厚生年金基 金、確定給付 企業年金記 所の 計の で で で で で で で で で で で で で で で で で で | [提案の具体的内容] 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、「提案理由」に記載する(1)~(3)が認められている。(3)の計算方法において、(2)により計算する額と比較する額に、(1)により計算する額とすることを可能としていただきたい。すなわち、(1)により計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法を可能としていただきたい。 [提案理由] 設立事業所(確定給付企業年金の場合、実施事業所。以下同じ。)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法として、下記(1)~(3)が認められている。 (1)特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額(継続基準上の積立不足額)を基に計算する方法(2) 非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法(3) 特別掛金収入現価を基に計算する額と(2)により計算する額のうちいずれか大きい額とする方法(ただし、特別掛金収入現価を基に計算する額の方が大きい場合は、(1)により計算する額とすることが可能)(1)の計算方法においては、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることが可能である。一方で、(3)の計算方法においては、「(1)により計算する額>(2)により計算する額>特別掛金収入現価を基に計算する額」となる場合、(2)により計算する額が一括徴収する掛金額となり、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味した上で計算した額を一括徴収する掛金額とすることにできない。より大きい額を一括徴収する額とし、設立事業所の減少による企業年金の財政運営への影響をより軽減することに資する(3)の計算方法の性質に鑑みると、このように、(3)の計算方法において(2)により計算する額と比較する額のみ、特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加味できないことは合理的ではない。 | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|---|------|----------|
| 81 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | る選択一時金 の要件緩和 | [提案の具体的内容] 確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下(1)(2)のいずれか低い率とされている。 (1)前回計算基準日以降最も低い下限予定利率 (2)老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率 (3)として「資格喪失時の(1)の率,を追加し、当該予定利率は(1)~(3)のいずれか低い率としていただきたい。(厚生年金基金の加算部分も同様) [提案理由] 資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうるため。 [例] 50歳: 資格喪失し脱退一時金2号対象者となる。 60歳: 老齢給付支給要件を満たす。老齢給付に代えた一時金を取得する。 という前提を考える。また、下限予定利率: <50歳時 > 2.0%、<60歳時 > 2.5%、資格喪失から老齢給付支給要件充足時までの据置利率:0%とし、60歳時点で財政計算を実施しているとする。 資格喪失時一時金:100万円(=2.0%ベースの年金現価)、老齢給付支給要件充足時一時金:100万円、資格喪失時設定の60歳以降給付年金額:10万円(換算率2.0%ベース) 60歳において一時金を取得する際に「DB規則第24条の3第1号イ」の率を算出すると、2.5%となる。このとき、年金額が10万円のままの場合、一時金が100万円のままでは、DB規則第24条の3第1号イおよびDB法施行令第23条の規定に抵触してしまう。(2.5%ベースでの年金現価<100万円のため) | 信託協会 | 厚生労働省 |
| 82 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 確定給付企業 年金における 脱退一時金の 受給未請求い 態の取扱い明 確化 | | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|------|----------|
| 83 | 26年 10月16日 | 27年 | 制度変拠に全要を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を関係して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対 | 【提案の具体的内容】確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。【提案理由】 DB制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。 | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|------------|---------------------|--|--|----------|----------|
| 84 | 26年 10月16日 | | 確年生度拠へ換手て(全年)出積す続に(金金年)が年立場である。 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | [提案の具体的内容] ・確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合(制度終了・解散の場合を除く)の同意手続きは、次の通りとなっている。 ・確定給付企業年金法第82条の2第2項 ・(1)企業型年金移換対象者の1/2同意 ・ 要望内容 (2)企業型年金そを表達の2第2項 ・(2)企業型年金を持対象者の1/2同意 ・ 要望内容 (2)の同意を不要としていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。) 「提案理由」・平成23年12月26日付の確定給付企業年金法施行令の改正により、企業型年金への移換に際し、積立金のうち企業型年金への移換に係る部分と移換相当額の差額のみー括拠出すればよいことに緩和された(従来は制度全体の不足を解消する必要があった)。 ・ そもそも(2)の同意は、企業型年金へ移換する原資を接換対象者以外の者にも確保したうえて、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられ、本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金へ移換しないことについて行うものと考えられ、本施行令の改正により企業型年金移換対象者以外の者は、企業型年金を移換する原資が確保されていない状態、積立不足がある状態)が許容されることとなったことにより、本施行令の改正以前と同様の意味での同意手続きは不要と考えられる。・ 上記の他、積立金の変動により指金に影響を受ける可能性があるために同意を取得することが考えられる。確定給付企業年金に残存する者にとって同様のケースとして以下のケースが想定されるが、いずれも確定給付企業年金に残存する者にとって同様のケースとしてい以下のケースが想定されるが、いず、11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・ | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|----------|----------|
| 85 | 26年 10月16日 | 1H29D | 確定結合では (原制) (原制) (では、 (では、 (では、) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも | 【提案の具体的内容】 ・確定給付企業年金の積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合の同意手続きは、次の通りとなっている。 (1)確定給付企業年金の一部を移換する場合 以下の同意が必要 (1)企業型年金移換対象者の1/2同意 (2)企業型年金移換対象者以外の1/2同意 (2)確定給付企業年金を制度終了・解散させる場合 移換対象者が一部の場合は、(1)(1)、(2)の同意が必要 要望内容 (1)の同意手続きについて、((2)と同様に、)移換対象者が一部の場合に限り同意が必要としていただきたい。(厚生年金基金制度についても同様。) [提案理由] 企業型年金移換対象者が全員である場合において、下記2点が考えられるため。 ・(2)では不要となる一方で(1)は必須であり平仄が取れていないこと。()・規約変更同意及び給付減額同意をもって、加入者の意思表示の機会はあり、それに加えての当該同意は不要と考えられること。 企業型年金移換対象者が全員であって、確定給付企業年金の加入者の給付を全て企業型年金へ移換する場合、受給権者のみからなる確定給付企業年金を存続する場合は(1)により移換対象者からの同意が必要となり、制度終了・解散(受給権者には残余財産を分配して終了)する場合は(2)により移換対象者からの同意が不要となる。 | 信託協会 | 厚生労働省 |
| 86 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 確定給付企業 年金制度にお ける個人単位 の権利義務移 転・承継手続 きの簡素化 | [提案の具体的内容] (現状の規制について) ・確定給付企業年金法施行令第49条第2号に定める個人単位の権利義務移 転・承継においては、発生の都度、認可/承認申請を行う必要がある。 ・認可/承認申請に際し、事業主や労働組合等の同意、基金型の場合は代議員会での議決等の手続きが必要となる。 ・あわせて、給付減額となる場合は給付減額に関する同意も必要となる。 (要望内容について) ・規約においてあらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転承継であるため、発生の都度の認可/承認申請は不要としていただきたい。 ・また、規約に定めた内容に沿った運営であるため、代議員会での議決や労働組合等の同意も不要としていただきたい。 ・あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。 ・あわせて、給付減額の有無の判定は不要とし、権利義務移転承継に係る本人同意のみ取得することとしていただきたい。 ・なお、権利義務移転、承継のスキームで手続きの簡素化が難しい場合は、「脱退一時金相当額の移換」における加入者期間の要件(=規約で定める老齢給付金を支給されるための加入者期間を満たしていないこと)を削除することもあわせて検討いただきたい。 「提案理由] ・昨今、企業グループ内での人材交流が増加しており、個人単位の権利義務移転・承継が増加している。当該事象が発生の都度、認可/承認申請が必要となり、手続きが非常に煩雑であるため、企業グループにおける人材交流の負荷が高いのが現状である。 ・企業の競争力維持・強化のためには、グループ企業間での円滑な人材交流は必須であり、手続きの簡素化が望まれているところである。 ・「中途脱退者」の「脱退一時金相当額の移換」においては、本人が希望することを前提に認可/承認申請等の手続きが不要となる。個人単位の権利義務移転・承継においても、当該手続きと同様に簡素化されるのが望ましい。 ・給付減額の同意に関しては、予め規約に定めてあること、権利義務移転承継の本人同意は取得することから、不要としていただきたい。 ・なお、同一確定給付企業年金制度内におけるグループ間の移動の場合は、過去分のみを保証すれば給付減額の判定は不要とされている。 | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|------|----------|
| 87 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 既に企業型に企業型に企業を受ける。 一個のでは、大学をでするのでは、大学をできるのでは、大学をできるのでは、大学をできるのでは、大学をできるのでは、大学をできるが、大学をできる。 | 【提案の具体的内容】 確定給付企業年金の中途脱退者は、確定拠出年金法第2条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができるとされている。 従って、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることが出来ないが、当該者についても移換を申し出ることを可能としていただきたい。 【提案理由】 企業年金制度の再編等に伴う事業所脱退など本人の選択の余地な〈中途脱退が少なからず生じている現在の状況を踏まえ、企業年金の通算により老後の所得確保を推進する観点から、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者について、脱退一時金相当額の移換を申し出ることを可能としていただきたい。 | 信託協会 | 厚生労働省 |
| 88 | 26年 10月16日 | 27年 1月29日 | 中退共解約前 から実施する 確定給付企業 年金への解約 手当金の移換 | 【提案具体的内容】 中小企業退職金共済契約者が中小企業者でない事業主となり共済契約が解除された際に、当該共済契約者が共済契約解除後三月以内に確定給付企業年金を実施した場合は、解約手当金を確定給付企業年金に移換することが可能とされている。 一方で、共済契約の解除前から確定給付企業年金を実施している場合は、解約手当金を当該確定給付企業年金に移換することが不可とされているが、これを可能としていただきたい。 【提案理由】 共済契約の解除は共済契約者の選択ではな〈中小企業者でない事業主となったことによるものであり、また被共済者の老後の所得確保の観点に鑑みて、共済契約の解除前に確定給付企業年金を実施している場合についても解約手当金を確定給付企業年金に移換することを可能としていただきたい。 | 信託協会 | 厚生労働省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|------|---|----------|----------|
| | 26年 10月20日 | 27年 1月29日 | | (具体的内容) 国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について割賦販売法の規制の対象外とし、取扱いに伴う負担の軽減を図る。 (理由) 銀行が販売業者等との提携ローンを扱うためには、個別信用あっせん業者として経済産業省の登録を受けた上で、販売業者の勧誘の適切性について契約の都度調査を行ったり、年度ごとには取扱い状況等に関する詳細な報告書を提出するなどの態勢整備を求められる。従って、業務遂行に伴う負担が非常に大きく、提携ローンを取り扱えないのが実態である。「教育ローン」については、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われるので、規制の対象外としていただきたい。利用者からは、銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者利便向上に資すると考える。(現行規制の概要) 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断される。 | | 経済文 |
| 89 | 26年 10月31日 | | | 【制度の現状】銀行等が扱う提携教育ロ・ンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。【要望内容】提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。特定商取引法の販売類型に該当する役務(特定継続的役務の提供契約)民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで)信用情報関係(法第35条の3の17から19まで)信用情報関係(法第35条3の3の17から19まで)信用情報関係(法第35条3の3の17から19まで)信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。【要望理由】 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約であるが、本役務を規制緩和対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていてこととなる。なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求す可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負荷・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。 | 都銀懸話会 | 産業省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---------------------------------|---|----------|----------|
| 90 | 26年 10月20日 | 27年 1月29日 | 信用保証協会保証付債権の譲渡に関わる | (具体的内容) 再生ファンド等に譲渡する際の要件として、現状認められている中小企業再生支援協議会の策定支援計画等に加え、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」を追加する。 (理由) 中小企業再生支援協議会等が関与していない計画に基づいて再生支援を行う場合、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡できず、中小企業の再生が迅速に行われない事例もみられる。 認定支援機関は、国が認定している機関であり、再生の衡平性や客観性が確保されるとみられるため、「認定支援機関が関係者と合意のうえ策定した再生計画」については、「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡出来るよう要件を追加していただきたい。これにより、認定支援機関を中心とした事業再生が活発化すれば、事業再生の実効性がより一層高まるものと考える。 (現行規制の概要) 以下のいずれかの計画に基づく場合に、保証付債権を再生ファンド等に譲渡することが可能。 1.中小企業再生支援協議会が策定を支援した計画 2.独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 3.(株)整理回収機構が策定を支援した再生計画 4.(株)地域経済活性化支援機構が同機構法第25条の規定により再生支援決定を行った事業再生計画 5.私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 6.産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特定認証紛争解決事業者による特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 7.個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 8.産業復興相談センターが策定を支援した再生計画 9.(株)東日本大震災事業者再生支援機構が同機構法第19条の規定により支援決定を行った事業再生計画 | 第二地方銀行協会 | 経済産業省 |
| 91 | 26年 10月20日 | 27年 1月29日 | 動産譲渡登記 等を取り扱う 登記所の複数 化 | (具体的内容) 動産担保融資促進の観点から、動産譲渡登記等を取り扱う登記所(現在、東京法務局のみ)を複数化する。特に、復興支援の観点から、東北地区の対応を優先する。 (理由) 現在は、登記等の取扱いが東京法務局に限定されており、地域金融機関は迅速な対応が出来ない。実務的には法務局で担当者から指導(不備の指摘等)を受けながら申請書を作成することが一般的であり、法務局へ出向いて手続きを行うニーズが高い。従って、取り扱う法務局の拡大を図っていただきたい。日本再興戦略において、ABL等の融資手法の充実と利用促進を図ることとされていることからも、取り扱う登記所の拡大を実現していただきたい。特に、東日本大震災からの復興を目指す企業にとって、動産・債権譲渡登記制度を活用しやすくするためにも、被災地の法務局において手続きが行えるよう、優先した対応をお願いしたい。(現行規制の概要) 動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務をつかさどる登記所として、東京法務局が指定され、東京都中野区に所在する東京法務局民事行政部動産登録課及び同債権登録課(以下「動産・債権登録課」という。)において事務を取り扱っている。 動産譲渡登記及び債権譲渡登記の申請は、登記所窓口及び送付(動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)第9条)のほか、オンラインによることが可能である(動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号)第24条第1項)。 | 第二地方銀行協会 | 法務省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|-----------------------------------|---|----------|----------|
| 92 | 26年 10月20日 | 27年 1月29日 | ク管理債権」と 「金融再生法開示債権」の 一元化 | (具体的内容) 事務負担軽減等の観点から、不良債権開示の一元化を図っていただきたい。 (理由) 「リスク管理債権」は、米国基準との同等性等の観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考える。他方、「金融再生法開示債権」は、(1)対象資産の範囲が貸出金だけでなく総与信に拡大されている、(2)債権ベースではなく債務者ベースで開示、という点で自己査定に準じた開示内容になっており、「リスク管理債権」を並行開示する意義は乏しい。また、事務負担の軽減にも資すると考えるので、是非一元化を図っていただきたい。 (現行規制の概要) 銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示している。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。 | 第二地方銀行協会 | 金融庁 |
| 93 | 26年 10月20日 | 27年 1月29日 | 保険業法上の 構成員契約規 制からの銀行 の除外 | (具体的内容) 生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。 (理由) 本規制は、形式基準であるため自行の役職員からの自発的な申し出にも対応できないなど、顧客の自由な商品・サービス選択や利便性を阻害している。あわせて、「密接に関係を有する者」の範囲が広く、銀行職員が少数出向している企業や、圧力販売が起こり得ない大企業まで規制対象となっており、顧客の理解を得にくい状況にある。金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制から除外すべきである。(現行規制の概要) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。 | 第二地方銀行協会 | 金融庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|------------|----------|
| 94 | 26年 10月23日 | 27年 1月29日 | 日本語教育機 関の審査(校 地校舎自己所 有)判断基準 の緩和 | 〈提案内容〉 法務省(入国管理局)の日本語教育機関の審査において、財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関の運営に関する基準」及び、「日本語教育機関審査内規」に則り、日本語教育機関の適格性を判断する場合、「同内規 12. 校地・校舎(3)日本語教育機関の運営上支障がないことが実績上確実であり、同旧内規(平成7年10月以前)と同様に、2年以上の賃借権で可とする。 以下をすべてに該当する日本語教育機関を設置する法人に対し適応する 1.日本語教育機関を開設し、20年以上継続的に運営していること 2.同法人が運営する日本語教育機関が法務省認定適正校であること <提案理由> 弊社は、法務省告示の民間が経営する日本語教育機関として25年以上にわたり、多くの留学生を受け入れ日本語教育を実施しております。また、法務省より適正校として認定もされております。この度、政府の「留学生30万人計画」達成の一翼を担うべく、東南アジアを中心とした日本語を学びたいとする留学生の受け入れを積極的に促進するため、弊社としても受け入れ施設の増床(複数設置)を行う所存です。しかしながら、告示に至るには、法、施行規則、省令、条例、行政規則、行政内規等の定めの無い、一般財団法人の審査基準に則り、その基準にて設置可否が判断されるという状況です。また、その審査基準内容は、事実上、日本語教育機関(校舎)の新規開設を制限する内容のため、国の施策計画達成を大きく遅延させるものであります。その遅延を大幅に改善すべく、上記の通り提案させていただきます。 | 民間企業 | 文部科学省 |
| 95 | 26年 10月23日 | 27年 1月29日 | 奨学金振込口 座における指 定金融機関の 範囲拡大 | 信用組合は、相互扶助を理念とする協同組織の金融機関であることから、日本学生支援機構が運営する 奨学金を利用する方々を支援することは、本来の役割である。この役割を果たすためにも、取扱い金融 機関に指定願いたい。また、協同組織金融機関である信用金庫及び労働金庫が取扱い金融機関に指定 されていることからも、信用組合が取扱い金融機関として指定されることが妥当であり、あわせて利用者 の利便性の向上が図れるものと考える。 | 全国信用組合中央協会 | 文部科学省 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案 主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|---|---|---------------|----------|
| 96 | 26年 10月26日 | 27年 1月29日 | 車検制度 | 世界最高水準の車を作っているのですから、車検を新車4年、あとは3年に延長して下さい。また形骸化した12ヶ月点検を廃止して下さい | 個人 | 国土交通省 |
| 97 | 26年 10月27日 | 27年 | 銀行等による 保険販売による ける弊害防止 措置の維持 強化及び 性確保 | 1. 提案内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された 以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資た販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規 制の強化、また「非公開金融保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持並びに実効性確保に向けた対応をお願 いしたい。 2. 提案理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三 に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終 身保険・一時払養老保険が除外された。 しかし、生保労連が2012年9月、2014年9月に社外の調査機関に委託し、事業主を含む一般消費者900名超を対象に実施したモニター アンケートでは、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種の生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむ を得ず加入した」との回答が多数あった。また、2013年10月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の 条件とされた」等の消費者の声が数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化いただきたい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、「認金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも等防止措置が有効に機能しておらず、消費者の声が多数あり、このことからも等防止措置が有効に機能しておらず、消費者の声が多数あり、このことからも時、防止と行るらず、消費者であるととされきな理解できなかった。等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも事所と指置が有効に機能しておらず、消費者を発きしている実施が呼音が引になっている。このとからは事情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持並びにその実効性確保に向けた対応が必要と考える。 | 全国生命保険労働組合連合会 | 金融庁 |

| 番号 | 受付日 | 所管省庁 への検討 要請日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 官庁 |
|----|---------------|---------------------|--|--|---------------|----------|
| 98 | 26年 10月27日 | 27年 1月29日 | 生命保険販売 に係る構成員 契約ルールの 維持 | 1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 定、提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用人である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されるといった再加入の困難性があることから、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことからも、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。 | 全国生命保険労働組合連合会 | 金融庁 |
| 99 | 26年 10月28日 | | 企業による従 業員に対する 生命保険の募 集における消 費者保護ルー ルの維持 | | 明治安田生命保険相互会社 | 金融庁 |